

平成20年度

片 品 村 耐 震 改 修 促 進 計 画

平成 21 年 3 月

片 品 村

目 次

1 計画の概要

- 1-1 計画策定の背景 1
- 1-2 計画の位置づけ 3
- 1-3 計画の目的 4

2 片品村における地震の危険性

- 2-1 片品村の地震事例 5
- 2-2 片品村に関する活断層 9
- 2-3 片品村の揺れやすさ 11
- 2-4 想定される地震の規模、被害の状況 12

3 住宅・建築物の耐震化の目標

- 3-1 耐震化の現状 17
- 3-2 住宅の耐震化の目標 21
- 3-3 特定建築物の耐震化の目標 30
- 3-4 公共建築物の耐震化の目標 39

4 耐震化を促進するための総合的な取り組み

- 4-1 耐震化の促進に係る基本的な考え方 47
- 4-2 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み . . . 50
- 4-3 耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み . . . 51
- 4-4 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要 53
- 4-5 総合的な安全対策に関する取り組み 56

5 耐震改修等を促進するための指導や命令等

- 5-1 県及び県内市町村との連携強化 59
- 5-2 耐震改修促進法による指導等の実施 60
- 5-3 建築基準法による勧告又は命令等の実施 61

6 その他、耐震改修等を促進するための事項

- 6-1 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 63

付属資料

- 参考1：特定建築物の一覧 67
- 参考2：特定建築物となる危険物の数量一覧 68
- 参考3：耐震改修促進計画に関する法律 69

1-1

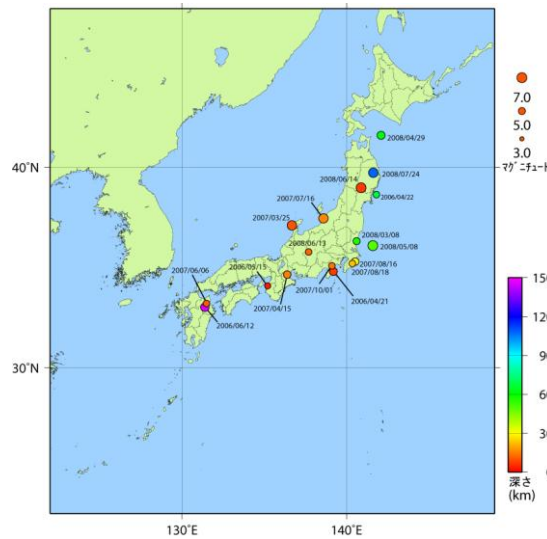
計画策定の背景

(1) 日本付近で発生した主な被害地震と震央分布

我が国は、環太平洋地震帯に位置しているため、世界の地震の2割が発生しているといわれています。

過去の地震に関する被害をみると、「大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある」との認識が高まっています。

現在、「首都直下地震」「東海地震」などの切迫性が指摘されています。



■日本付近で発生した主な被害地震(平成18年～平成20年11月)

発生年月日	M	震央地名 地震名 ^{※1}	人的被害 ^{※2}	物的被害 ^{※2}	最大震度	津波
平成18年(2006年)4月21日	5.8	伊豆半島東方沖	負3	水道管漏水6戸など	4	
平成18年(2006年)4月22日	4.6	宮城県沖	負1	なし	4	
平成18年(2006年)5月15日	4.5	和歌山県北部	負1	ブロック塀倒壊など	4	
平成18年(2006年)6月12日	6.2	大分県西部	負8	住家一部破損5棟	5弱	
平成19年(2007年)3月25日	6.9	能登半島沖	死1 負356	住家全壊684棟 住家半壊1,733棟など	6強	22cm
平成19年(2007年)4月15日	5.4	三重県中部	負13	住家一部破損122棟	5強	
平成19年(2007年)6月6日	4.9	大分県中部	負1	水道管漏水3戸	4	
平成19年(2007年)7月16日	6.8	新潟県上中越沖 平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震 ^{※1}	死15 負2,345	住家全壊1,319棟 住家半壊5,621棟など	6強	32cm ^{※3}
平成19年(2007年)8月16日	5.3	千葉県東方沖	負1	なし	4	
平成19年(2007年)8月18日	4.8	千葉県南部	負1	なし	5弱	
平成19年(2007年)10月1日	4.9	神奈川県西部	負2	住家一部破損5棟	5強	
平成20年(2008年)3月8日	5.2	茨城県北部	負1	なし	4	
平成20年(2008年)4月29日	5.7	青森県東方沖	負2	なし	4	
平成20年(2008年)5月8日	7.0	茨城県沖	負6	なし	5弱	
平成20年(2008年)6月13日	4.7	長野県南部	負1	なし	4	
平成20年(2008年)6月14日	7.2	岩手県内陸南部 平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震 ^{※1}	死13 不明10 負451	住家全壊33棟 住家半壊138棟など	6強	
平成20年(2008年)7月24日	6.8	岩手県沿岸北部	死1 負211	住家全壊1棟 住家一部破損377棟	6弱	

※1 気象庁が命名した地震名。

※2 「人的被害」と「物的被害」は、総務省消防庁による(平成20年12月19日現在)。

※3 拾得で約1mの津波を観測。〔「平成19年(2007年)新潟県中越沖地震の評価」(平成19年8月、地震調査研究推進本部地震調査委員会)〕。

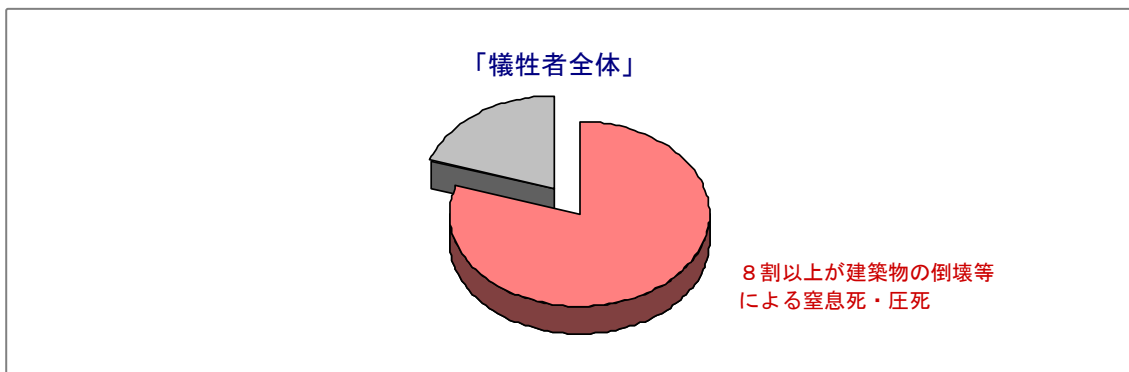
資料：「気象庁HP」(URL <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

「被害地震資料」- 「日本付近で発生した主な被害地震(平成18年～平成20年11月)」より

(2) 阪神・淡路大震災における主な死因は“住宅の下敷き”

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命がうばわれました。地震発生直後の犠牲者の8割以上が、建築物の倒壊等による窒息死、圧死でした。

したがって、地震による建築物等の倒壊等を抑制する対策が求められています。



資料：「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月、中央防災会議決定）

(3) 建築物の耐震化は、地震対策の大きな柱の1つ

建築物等の倒壊は、住民の生命を危険にさらすだけでなく、道路を閉塞することにより、避難活動や救援・消火活動の妨げになります。

したがって、建築物の耐震化は、地震対策の大きな柱の1つです。



資料：「国土交通省 道路局ホームページ」（URL <http://www.mlit.go.jp/road/index.html>）
「道路政策の現状と課題」より

1-2 計画の位置づけ

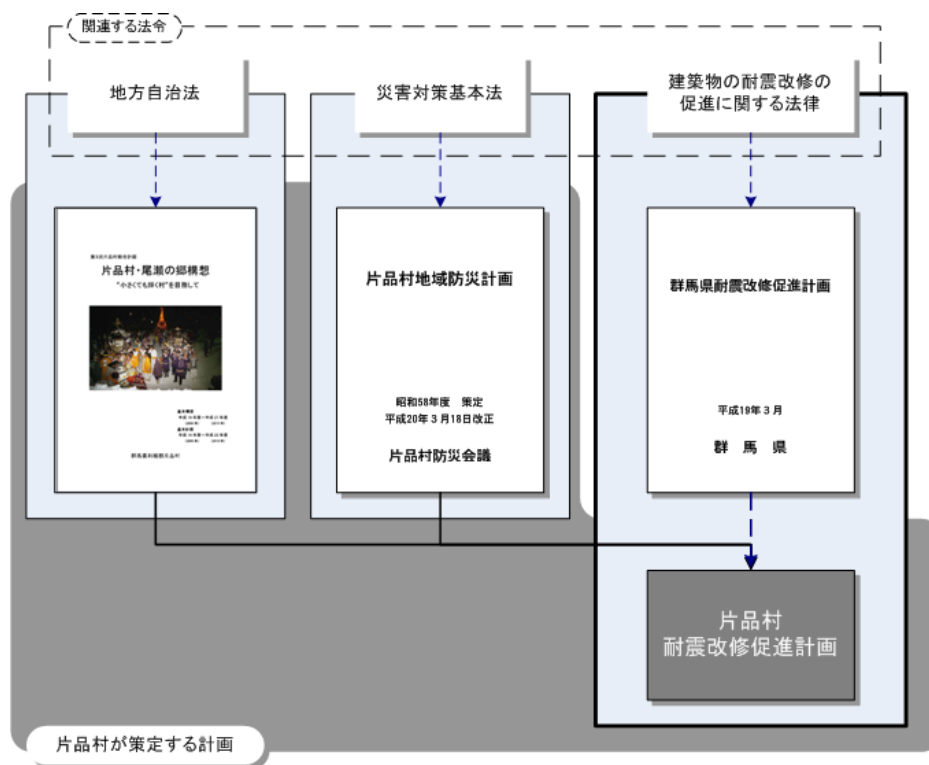
(1) 根拠法

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という）に基づき、建築物の耐震診断^{※1}、及び耐震改修^{※2}を促進するための計画を策定するものです。

(2) 関連計画

片品村の最上位計画である「第3次片品村総合計画 片品村・尾瀬の郷構想」（平成17年3月、片品村）との整合をはかります。

また、防災に関する上位計画として「片品村地域防災計画」（平成20年3月改正、片品村防災会議）との整合をはかります。



※1「耐震診断」

既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

※2「耐震改修」

地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕、もしくは模様替え、または建物敷地の整備をすること。

1-3

計画の目的

(1) 計画の目的



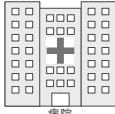
本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から村民の生活を守るため、建築物の耐震改修を促進し、地震に対する安全性を高めることを目的とします。

(2) 計画期間

平成21年度から平成27年度までの7年間

(3) 対象建築物

本計画における対象建築物は、法令、要綱、「群馬県耐震改修促進計画」（平成19年1月、群馬県）などを踏まえ、以下のようにします。

<p>「住宅」</p> 	<p>旧耐震基準（昭和56年以前建築）の住宅は倒壊の危険性が指摘されています。日常生活の場である住宅の耐震化を推進し、安全性の確保が必要です。</p>
<p>「特定建築物^{※1}」</p> 	<p>耐震改修促進法に基づき、特定建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要があります。</p>
<p>「公共建築物」</p>  <p>病院</p>	<p>災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの村民が集まることから積極的に耐震化を推進する必要があります。 （国、県の施設を除く）</p>

※1「特定建築物」

耐震改修促進法に定められている。具体的には、付属資料P67参照。

2-1

片品村の地震事例

(1) 群馬県における地震事例

県内において死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」です。近年では、平成16年の新潟県中越地震で大きな揺れを観測しました。

また、次ページに「近年の国内における主な地震」を整理しました。この表をみると、全国で被害が生じていることがわかります。

▼県内の地震被害の一覧

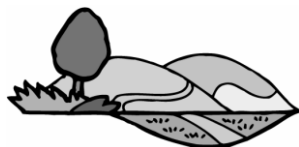
発生年月日	地震名(震源)	マグニチュード	震度	被害状況
1916年 2月22日 (大正5年)	(浅間山麓)	6.2		家屋全壊7戸、半壊3戸、 一部損壊109戸
1923年 9月 1日 (大正12年)	関東大震災 (小田原付近)	7.9	前橋：4	負傷者9人、家屋全壊49戸、 半壊8戸
1931年 9月21日 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料：6 前橋：5	死者5人、負傷者55人、家屋 全壊166戸、半壊1,769戸
1964年 6月16日 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	前橋：4	負傷者1人
1996年12月21日 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	板倉：5弱 沼田・片品・桐生：4	家屋一部損壊46戸
2004年10月23日 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6.8	高崎・沼田・北橋・ 片品：5弱 富士見・赤堀・白沢 ・昭和：4	負傷者6人、家屋一部損壊 1,055戸

資料：「群馬県耐震改修促進計画」(平成19年1月、群馬県)

(参 考) 近年の国内における主な地震一覧

発生日月	名 称	主な被災地	死者・ 行方不明者数
平成16年10月23日	平成16年新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県、長野県、埼玉県、福島県、群馬県	68人
平成16年11月29日	釧路沖を震源とする地震 (M7.1)	北海道	—
平成16年12月06日	根室半島南東沖を震源とする地震 (M6.9)	北海道	—
平成16年12月14日	留萌支庁南部を震源とする地震 (M6.1)	北海道	—
平成17年01月18日	釧路沖を震源とする地震 (M6.4)	北海道	—
平成17年03月20日	福岡県西方沖を震源とする地震 (M7.0)	福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、大分県	1人
平成17年04月11日	千葉県北東部を震源とする地震 (M6.1)	茨城県、千葉県、埼玉県	—
平成17年07月23日	千葉県北西部を震源とする地震 (M6.0)	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	—
平成17年08月16日	宮城県沖を震源とする地震 (M7.2)	宮城県、岩手県、福島県、茨城県、山形県、埼玉県、秋田県	—
平成19年03月25日	能登半島沖を震源とする地震 (M6.9)	新潟県、富山県、石川県	1人
平成19年07月16日	新潟県上中越沖を震源とする地震 (M6.8)	新潟県、長野県	15人
平成20年07月24日	岩手県沿岸北部を震源とする地震 (M6.8)	岩手県、青森県、宮城県	1人
平成20年06月14日	岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	岩手県、宮城県、秋田県	23人

資料：国土交通白書、気象年鑑、消防庁資料、気象庁資料



(2) 片品村における地震事例

片品村における地震事例は、「K-NET^{*1}」（独立行政法人 防災科学技術研究所）のデータベースを用いて調査しました。

過去10年間、震度3以上の地震が5回ありました。なお、表中「摘要」欄に「☆」がある地震は、片品村近傍を震源とする地震です。

次ページに計測震度の上位3地震について、最大加速度分布を示します。この図をみると分布状況が異なることがわかります。

《参 考》過去10年間、計測震度2以上の地震経験一覧

No.	地震発生日	最大加速度	計測震度	震央距離	震央北緯	震央東経	震源深さ	マグニチュード	観測点名	摘要
1	2004/10/25	115.9	3.6	67.0	37.33	138.95	15.0	5.8	片品	→次ページ
2	2007/07/16	128.2	3.6	103.0	37.56	138.61	17.0	6.8	片品	→次ページ
3	1999/12/16	82.6	3.0	24.0	36.64	139.44	11.0	4.1	片品	☆→次ページ
4	2001/07/20	67.2	3.0	86.0	36.17	139.82	56.0	4.8	片品	
5	2007/07/16	66.9	3.0	96.0	37.50	138.64	23.0	5.8	片品	
6	2001/03/31	54.6	2.8	15.0	36.82	139.39	8.0	4.9	片品	☆
7	2001/01/04	61.3	2.6	47.0	36.96	138.76	14.0	5.1	片品	
8	2004/11/04	42.0	2.5	78.0	37.43	138.91	18.0	5.2	片品	
9	2004/11/08	41.0	2.5	71.0	37.40	139.03	0.0	5.9	片品	
10	2007/01/08	51.2	2.5	61.0	37.27	138.92	13.0	4.8	片品	
11	1999/12/16	48.9	2.4	24.0	36.63	139.43	11.0	4.1	片品	☆
12	2001/04/01	36.4	2.4	14.0	36.81	139.37	9.0	3.9	片品	☆
13	2008/04/04	33.7	2.4	90.0	36.12	139.83	53.0	5.0	片品	
14	2000/02/06	68.4	2.3	15.0	36.71	139.37	10.0	4.1	片品	☆
15	2000/07/21	27.0	2.3	169.0	36.53	141.09	49.0	6.0	片品	
16	2003/03/13	30.8	2.3	94.0	36.09	139.85	47.0	4.8	片品	
17	2005/07/23	29.7	2.3	155.0	35.58	140.14	73.0	6.0	片品	
18	2004/10/19	27.3	2.3	168.0	36.38	141.04	48.0	6.3	片品	
19	2003/04/08	27.6	2.2	99.0	36.07	139.91	47.0	4.6	片品	
20	2004/07/10	28.6	2.2	97.0	36.08	139.88	48.0	4.7	片品	
21	2004/10/25	36.9	2.2	57.0	37.20	138.87	10.0	5.3	片品	
22	2005/07/28	32.3	2.2	91.0	36.12	139.84	51.0	5.0	片品	
23	2008/05/08	19.6	2.2	222.0	36.23	141.61	51.0	7.0	片品	
24	1999/10/17	55.1	2.1	24.0	36.63	139.43	11.0	3.7	片品	☆
25	2003/08/04	23.9	2.1	129.0	36.44	140.61	58.0	4.9	片品	
26	2005/12/28	26.2	2.1	97.0	36.18	140.03	53.0	4.8	片品	
27	2007/04/02	23.2	2.1	21.0	36.76	139.46	5.0	3.4	片品	☆
28	2008/08/22	26.6	2.0	130.0	36.44	140.62	56.0	5.2	片品	
29	2000/09/09	19.1	2.0	91.0	36.03	139.65	67.0	4.2	片品	
30	2001/03/31	20.6	2.0	15.0	36.82	139.38	9.0	3.8	片品	☆
31	2004/11/06	28.7	2.0	71.0	37.35	138.89	13.0	4.4	片品	
32	2005/05/15	26.1	2.0	28.0	36.63	139.48	9.0	4.8	片品	
33	2007/06/01	20.5	2.0	86.0	36.09	139.68	59.0	4.5	片品	
34	2007/06/04	29.3	2.0	95.0	36.09	139.86	48.0	4.4	片品	
35	2008/07/05	20.7	2.0	155.0	36.64	140.95	50.0	5.2	片品	

《補足説明》「摘要」欄に「☆」がある地震は、片品村近傍を震源とする地震。

《設定条件》 ▼観測点：「GNMOO1 片品」（群馬県 利根郡 片品村大字鎌田字磯下3946-1）

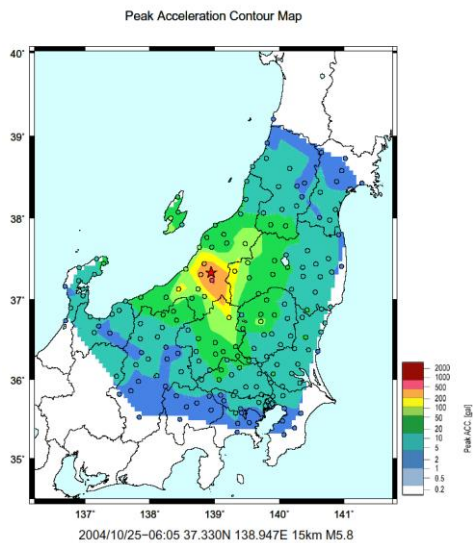
▼検索条件：『日時』＝「1998年10月 ～ 2008年9月」、『計測震度』＝「2以上」で検索。

資料：「K-NET」（独立行政法人 防災科学技術研究所 防災研究情報センター）

(参 考) 最大加速度分布の比較

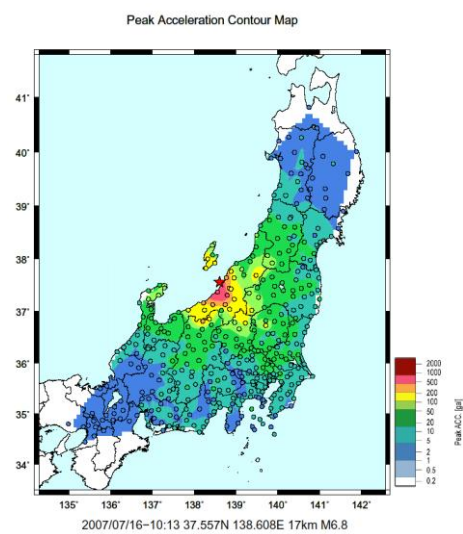
震度は、以前は体感および周囲の状況から推定していましたが、現在は計測震度計による観測値です。一方、最大加速度とは地震力を表します。

前ページのように片品村で計測震度が大きい地震は、新潟方面を震源とする地震の他に片品村近傍を震源とする地震の影響も受けていることがわかります。



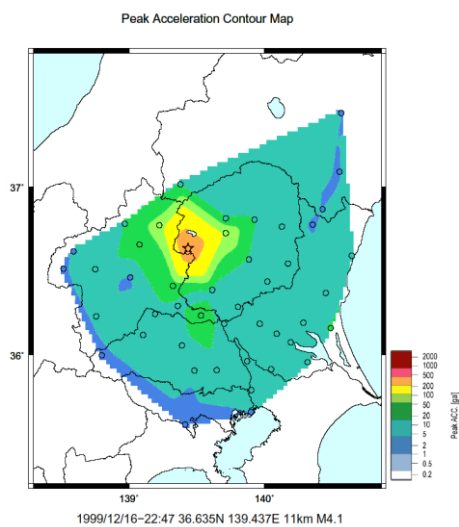
「No1」: 過去10年間で計測震度最大

- ・地震発生日：2004年10月25日発生
- ・計測震度：3. 6



「No2」: 過去10年間で計測震度最大

- ・地震発生日：2007年7月16日発生
- ・計測震度：3. 6



「No3」: 震源が片品村近傍

- ・地震発生日：1999年12月16日発生
- ・計測震度：3. 0



資料：「K-NET」（独立行政法人 防災科学技術研究所 防災研究情報センター）

※1 「K-NET」とは

Kyoshin Net (K-NET) という。独立行政法人 防災科学技術研究所が管理・運営しており、ホームページ上でデータ検索が可能。全国に設置された「加速度型デジタル強震計」で記録し、「強震観測センター」でデータ処理し、インターネット発信するシステム。蓄積された強震記録のデータベースは、様々な研究や実務に対応できるようになっている。

2-2

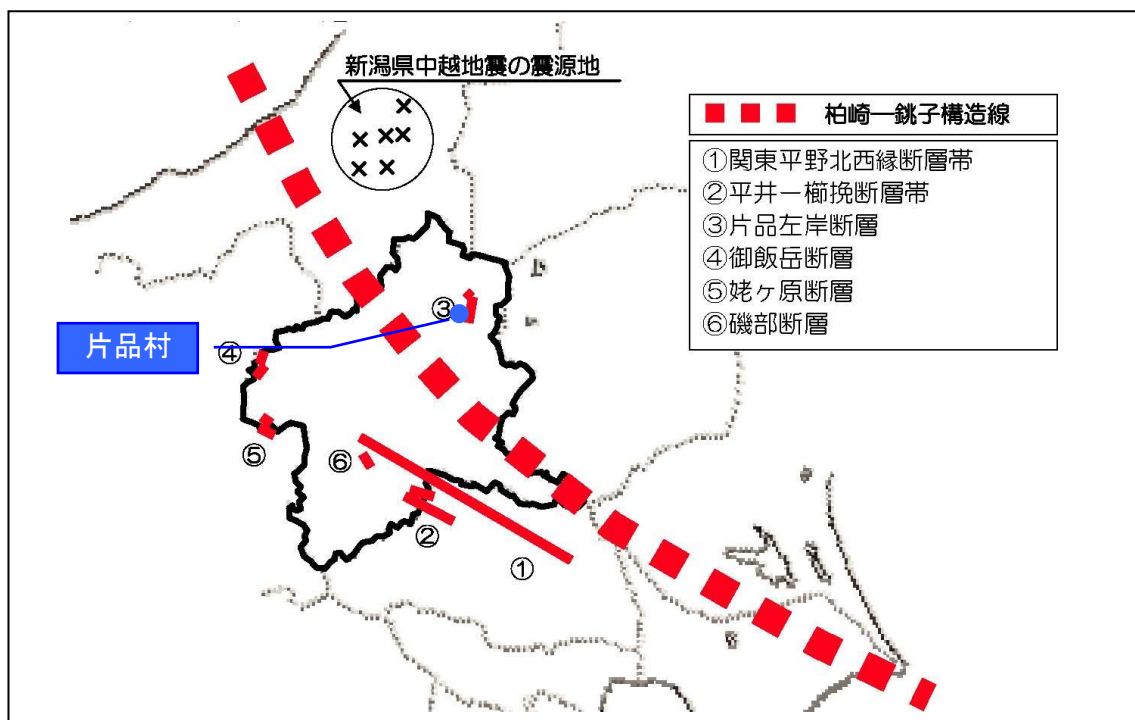
片品村に関する活断層

群馬県内の構造線をみると、「柏崎—銚子構造線^{※1}」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震では、震源地（長岡市や小千谷市等）が「柏崎—銚子構造線」付近にあったため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

県内において、活動度が高く規模の大きな活断層をみると、埼玉県から群馬県に「①関東平野北西縁断層帯」があります。この断層帯は「関東平野北西縁断層帯主部」と「平井—榎挽断層帯」からなります。このうち「関東平野北西縁断層帯主部」では、今後30年以内にM8程度の地震が発生することも想定されています。

また、片品村においては、前ページの最大加速度分布をみてもわかるように、「③片品左岸断層」も注視する必要があります。

▼群馬県内の構造線や活断層の分布



資料：「群馬県地震被害想定調査」、「新日本の活断層（活断層研究会編）」などから作成

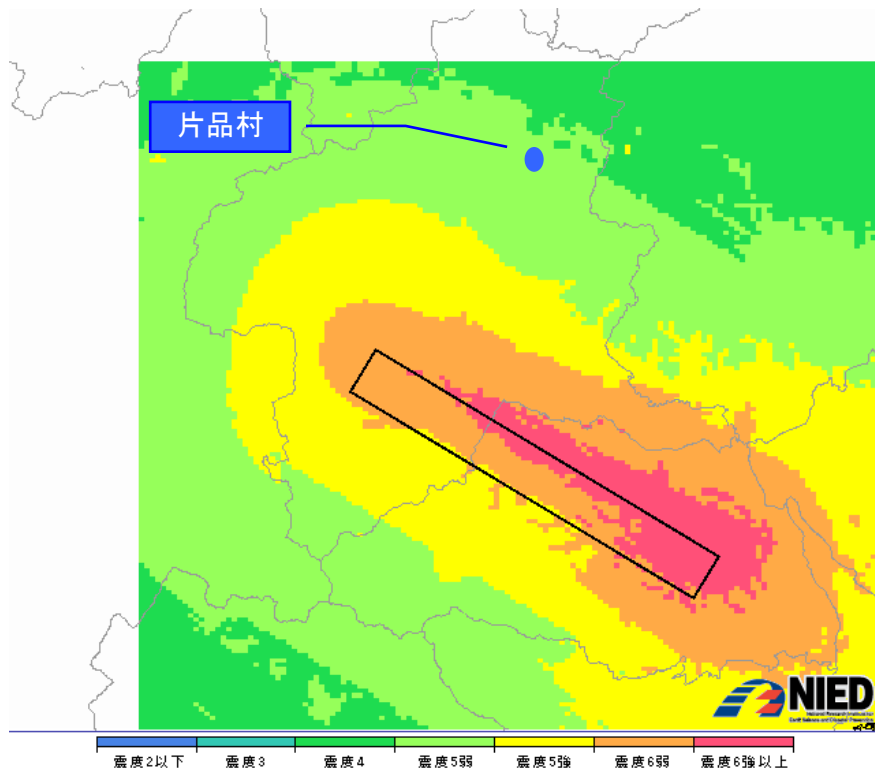
※1「構造線」

地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田、館林近辺を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎—銚子構造線という。

(参 考) 関東平野北西縁断層帯を震源とする地震のシミュレーション

前ページで述べた「関東平野北西縁断層帯」を震源とする地震のシミュレーション結果を示します。

この結果をみると、片品村では、震度5弱～震度4が予想されます。



《長期評価結果》「地震ハザードステーション J-SHIS」※1

- ▽断層名：「関東平野北西縁断層帯主部」
- ▽方 法：簡便法
- ▽平均活動間隔：13000年～30000年程度
- ▽最新活動時期：約6200年前～2500年前
- ▽30年発生確率：ほぼ0%～0.008%
- ▽50年発生確率：ほぼ0%～0.01%
- ▽マグニチュード：8.0程度

※1 「地震ハザードステーション J-SHIS」とは

防災科学技術研究所が設置した「地震動予測地図工学利用検討委員会」において『「全国を概観した地震動予測地図」だけでなく、その前提条件である地震活動・震源モデル及び地下構造モデル等の評価プロセスに関わるデータも併せた情報群としてとらえることにより、「地震ハザードの共通情報基盤」として位置づけるべき』との提言がなされた。

これを受け同研究所は「全国を概観した地震動予測地図」公開システムを開発し「地震ハザードステーション J-SHIS」として運用している。

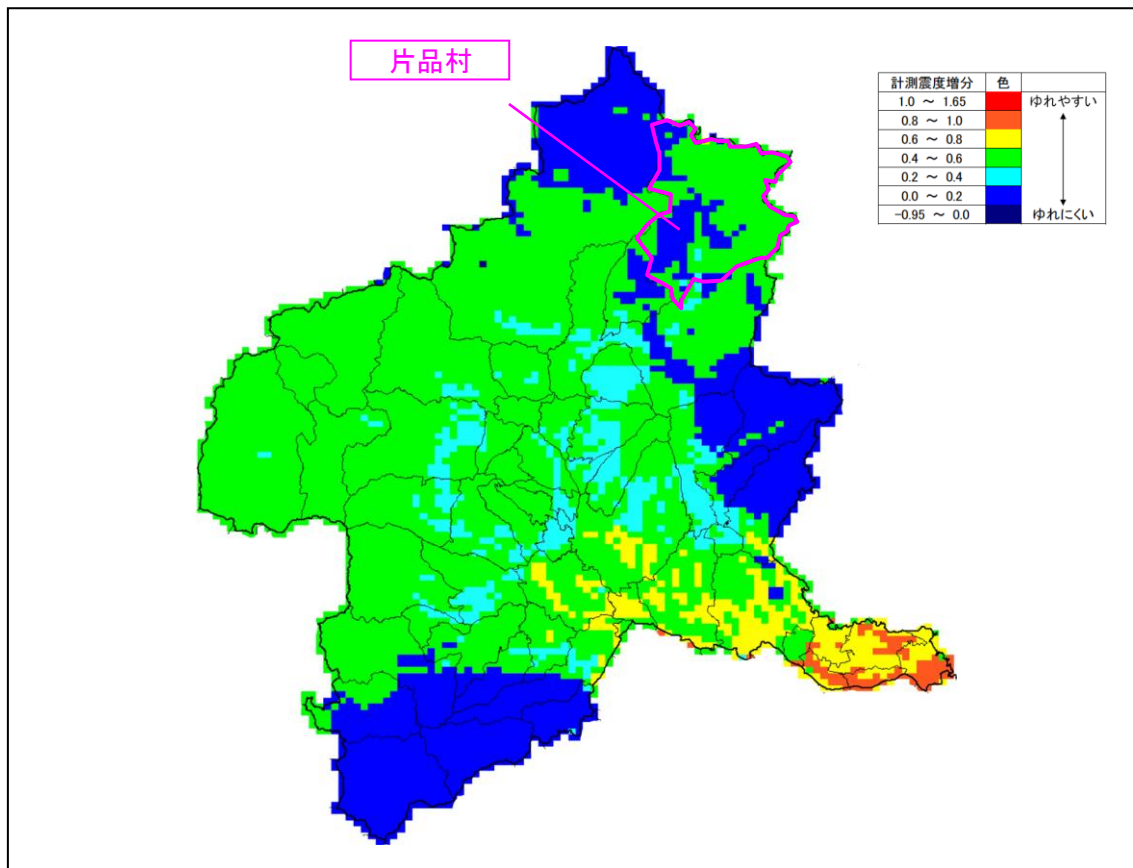
2-3

片品村の揺れやすさ

中央防災会議^{※1}は、防災対策の検討のため、震度分布の推計等を実施し「表層地盤のゆれやすさ^{※2}マップ」を作成しています。

このマップによれば、片品村における表層地盤は、計測震度増分で「中間」から「ゆれにくい」になっています。

▼ゆれやすさマップ



出典：内閣府防災担当ホームページ URL <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/yureyasusa/index.html>
(市町村合併を踏まえて一部修正済み)

※1「中央防災会議」

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

※2「表層地盤のゆれやすさ」

地震による地表でのゆれの強さは、主に「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般にはマグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。

しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、硬い場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

2-4 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震の設定

本計画で想定される地震は、群馬県地震被害想定調査^{※1}の想定地震とし、沼田市付近の柏崎-銚子構造線で発生する「県北部地震」とします。

この想定地震による被害は、県全体で死者が276人、物的被害を受ける建物は約3.4万棟と想定されています。

▼想定地震の震源断層の位置図



▼想定地震ごとの被害想定

	項目	想定地震ごとの被害			
		県南東部地震	県南西部地震	県北部地震	
人的被害	死者	1,066人 (0.05%)	492人 (0.02%)	276人 (0.01%)	
	重傷者	2,093人 (0.10%)	1,225人 (0.06%)	964人 (0.05%)	
	避難者	181,471人 (9.06%)	67,180人 (3.35%)	44,467人 (2.22%)	
物的被害	建物（建物がかなり傾斜するなど）	143,629棟 (16.61%)	60,455棟 (6.99%)	34,474棟 (4.00%)	
	火災	出火件数	210件	101件	70件
		焼失棟数	3,042棟 (0.35%)	1,549棟 (0.18%)	1,145棟 (0.13%)

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成10年3月、群馬県総務部消防防災課）

▼近年の大地震による被害との比較

項 目		(想定地震)	大地震の事例			
		県北部地震	阪神淡路大震災	新潟県中越地震	福岡県 西方沖地震	
地震の規模		M7.0	M7.3	M6.8	M7.0	
人的被害	死者	276人	6,434人	63人	1人	
	重傷者	964人	10,683人	636人	76人	
	避難者(自主避難)	44,467人	319,638人	103,178人	2,999人	
物的被害	建物(建物がかなり傾斜するなど)	34,474棟	240,000棟以上	16,960棟	377棟	
	火災	出火件数	70件	285件	9件	2件
		焼失棟数	1,145棟	7,000棟以上	—	—

資料：各地震の被害状況については内閣府防災担当ホームページなどから作成。

※1「群馬県地震被害想定調査」

阪神・淡路大震災を教訓として防災対策の強化・充実に役立てるため平成7～9年度にかけて実施した調査。県内での3つの地震(いずれもマグニチュード7、震源断層の深さ5km)を想定し、その被害を算出した。なお、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ず標記の被害が発生することを示すものではない。また、被害状況に示す割合については、調査当時の人口(2,003,424人)及び建物棟数(864,498棟)から算出している。

(2) 片品村における被害想定

想定した「県北部地震」では、片品村において震度5強から震度4程度が予測され、以下のような被害が想定されています。

▼片品村における被害想定

項 目		片品村	群馬県全域
人的被害	死 者	0人	276人
	重傷者	0人	964人
	避難者	0人	44,467人
物的被害	建物（建物がかなり傾斜するなど）	0棟	34,474棟
	火災	出火件数	70件
		焼失棟数	0棟

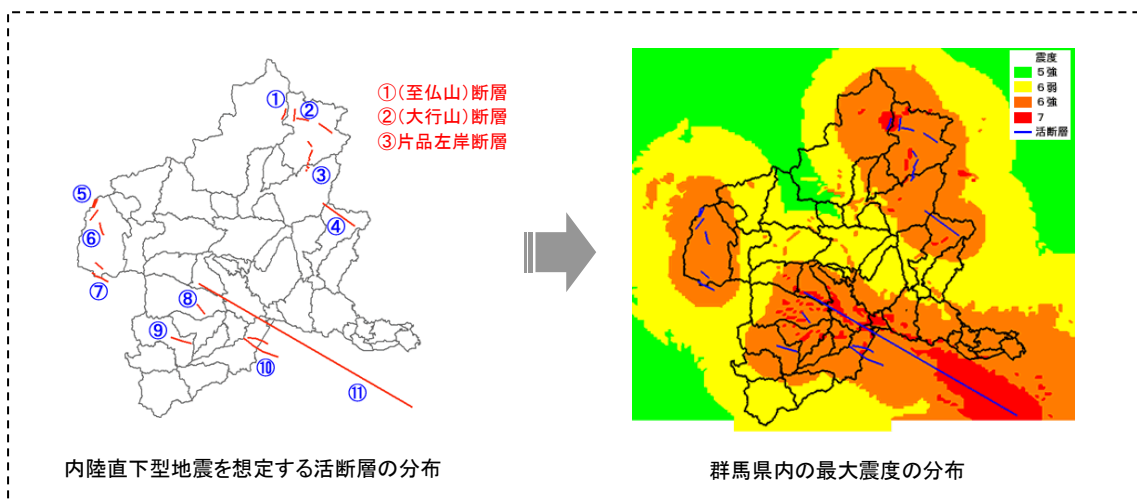
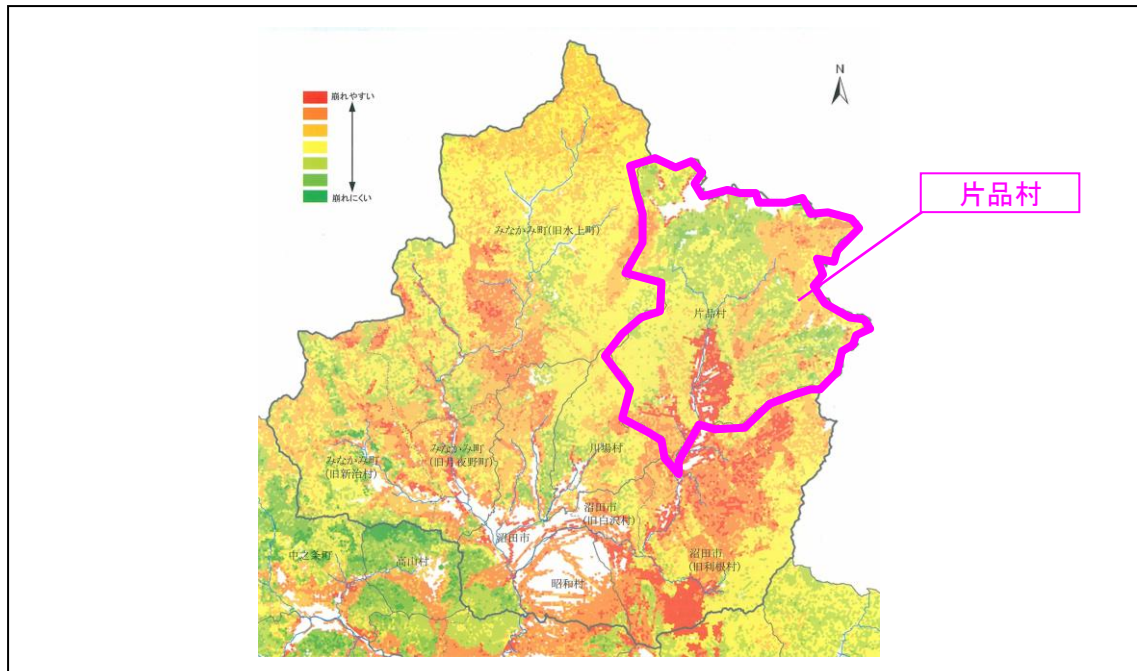
資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成10年3月、群馬県総務部消防防災課）



(参 考) 山地災害の危険度

群馬県が作成した「山地災害マップ」を以下に示します。このマップでは、斜面の崩壊のしやすさが想定※¹されています。

この結果をみると、片品村では、「揺れやすい」エリアが存在します。



資料：「地震による山地災害マップ」（平成19年3月、群馬県環境森林局森林保全課）

※1「山地災害マップ」における想定地震について

前ページのように「県北部地震」による想定では、片品村における震度は、震度5強から震度4程度が予測されており、被害想定は少なくなっている。一方、上記の山地災害マップの想定では、震度7から震度6強が予測されており、斜面崩壊の危険度が高くなっている。

予測結果が異なる理由は、山地災害マップでは、片品村付近の「①(至仏山)断層」、「②(大行山)断層」、及び「③片品左岸断層」が加味されているため、危険度が高くなっていることが考えられる。

このように想定地震は、設定条件によって結果に差異が生じるため、取扱いに注意を要する。

3-1

耐震化の現状

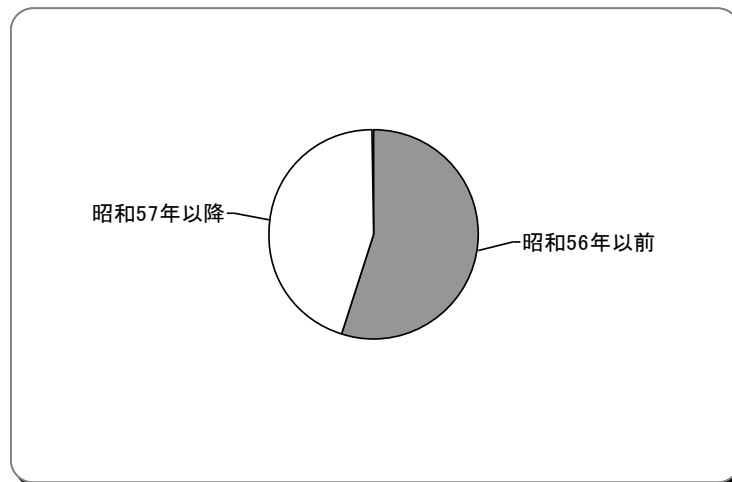
(1) 現況 [H20] 住宅数

片品村における木造住宅の棟数は、平成20年度に約2,400棟となります。

建築年をみると、耐震性能に不安がある「昭和56年以前^{※1}」の住宅は約1,300棟で、全体の約55%になっています。

ただし、昭和56年以前に建築された木造住宅でも「耐震性あり」の住宅も想定されることから、耐震性有無の割合については後述します。

▼建築年別の木造住宅棟数



	木造住宅棟数	
	(棟)	(%)
昭和56年以前	1,302	54.6
昭和57年以降	1,081	45.4
計(全棟数)	2,383	100.0

資料：「家屋課税台帳」（平成20年10月1日、片品村）

※1「昭和56年以前」

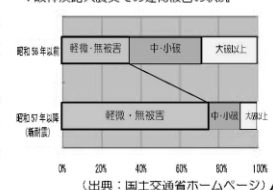
昭和56年6月に新しい耐震基準が施行されたため、竣工年次が「昭和56年以前」と「昭和57年以降」でデータを分類している。阪神・淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が生じている（右図参照）。

○地震災害を活かした耐震基準の改訂

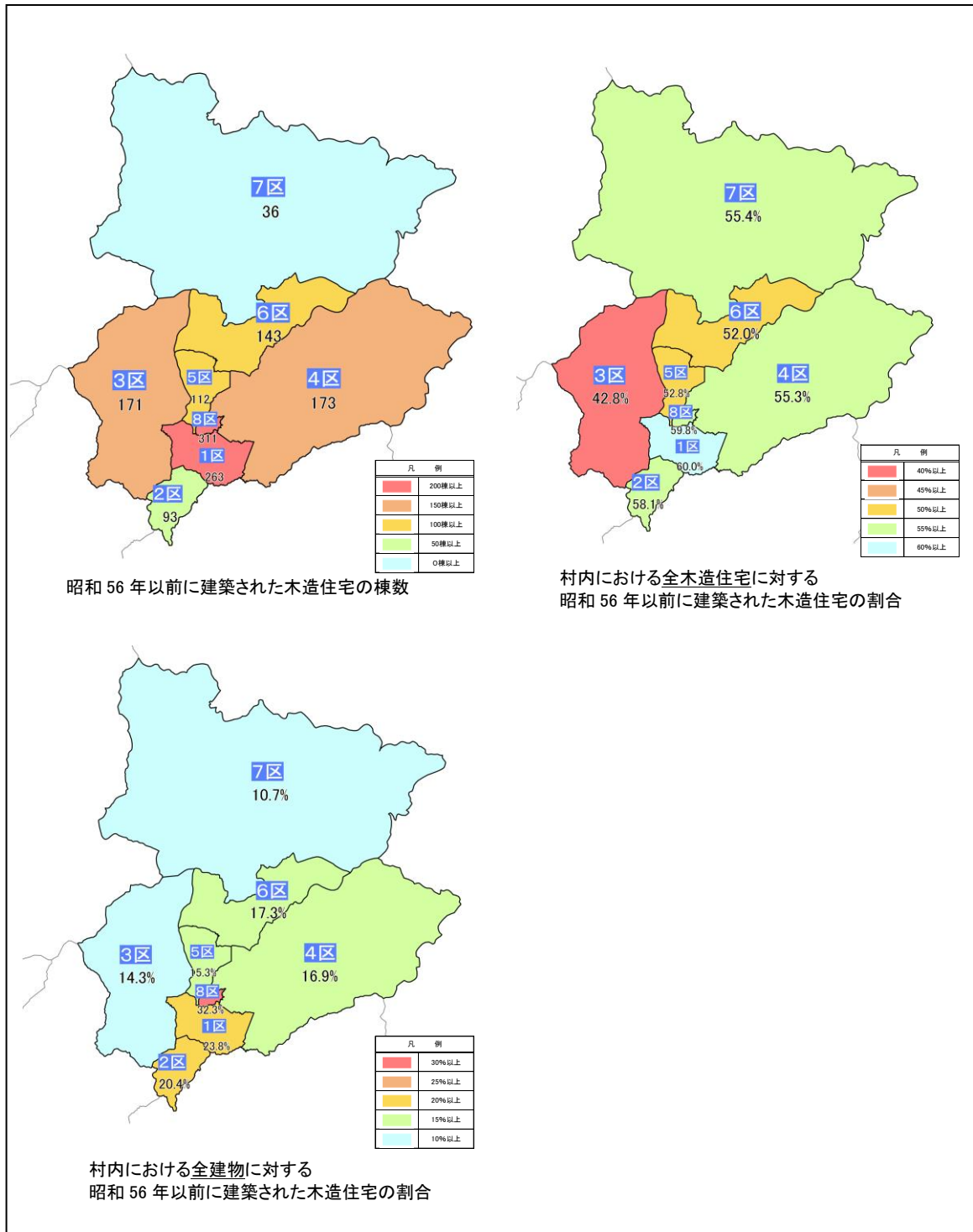
昭和53年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和56年に新しい建築基準法（耐震基準の抜本的な見直し）が施行されました。

阪神・淡路大震災では、昭和56年以前のもので「軽微・無被害」が全体の1/3程度であるのに対し、昭和57年以降のものでは約75%と、被害が大幅に減少していることがわかります。

▼阪神淡路大震災での建物被害の状況



(参 考) 区別にみた状況図



資料：「家屋課税台帳」（平成20年10月、片品村）

(2) 特定建築物の分類

耐震改修促進法における特定建築物について、本計画では以下のように分類します。（→巻末付属資料参照）

▼特定建築物の分類表

分類番号	1	2	3	4	5
分類	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	災害時に要援護者がいる建築物	比較的利用者の滞在時間が長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物	利用者が比較的限定される建築物
含まれる用途	病院、診療所、集会場、郵便局、体育館等	幼稚園、小学校、中学校、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等	旅館、ホテル、賃貸(共同)住宅、寄宿舍、下宿等	ボーリング場等運動施設、劇場、百貨店等店舗、美術館、銀行、遊技場等	卸売市場、事務所、工場、自動車車庫、危険物貯蔵施設等



(3) 特定建築物における耐震診断及び耐震改修の実施状況

特定建築物の全棟数は43棟です。このうち「昭和56年以前の特定建築物」は18棟〔約42%〕で、耐震診断等が実施されていない状況にあります。

分類別にみると、「昭和56年以前の特定建築物」では、「比較的利用者の滞在時間が長い建築物」が9棟と最も多くなっています。

▼特定建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況（棟、％）

分類	1 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物		2 災害時に要援護者がいる建築物		3 比較的利用者の滞在時間が長い建築物		4 その他の不特定多数が集まる建築物		5 利用者が比較的限定される建築物		合計	
	棟数	(%)	棟数	(%)	棟数	(%)	棟数	(%)	棟数	(%)		
全特定建築物	7	(100.0%)	7	(100.0%)	24	(100.0%)	4	(100.0%)	1	(100.0%)	43	(100.0%)
民間	0	—	0	—	24	—	3	—	1	—	28	—
公共	7	—	7	—	0	—	1	—	0	—	15	—
昭和57年以降の特定建築物	4	(57.1%)	2	(28.6%)	15	(62.5%)	3	(75.0%)	1	(100.0%)	25	(58.1%)
民間	0	—	0	—	15	—	2	—	1	—	18	—
公共	4	—	2	—	0	—	1	—	0	—	7	—
昭和56年以前の特定建築物	3	(42.9%)	5	(71.4%)	9	(37.5%)	1	(25.0%)	0	(0.0%)	18	(41.9%)
民間	0	—	0	—	9	—	1	—	0	—	10	—
公共	3	—	5	—	0	—	0	—	0	—	8	—
耐震診断実施済み*	1		4		0		0		0		5	
耐震性確認	0		0		0		0		0		0	
耐震性不足	1		4		0		0		0		5	
耐震診断未実施*	2		1		9		1		0		13	
耐震性が確保されているもの	0		0		0		0		0		0	
民間	0		0		0		0		0		0	
公共	0		0		0		0		0		0	
耐震性が確認されたもの	0		0		0		0		0		0	
民間	0		0		0		0		0		0	
公共	0		0		0		0		0		0	
耐震性が不足で耐震改修したもの	0		0		0		0		0		0	
民間	0		0		0		0		0		0	
公共	0		0		0		0		0		0	
耐震性が確認・確保されていないもの	3		5		9		1		0		18	
民間	0		0		9		1		0		10	
公共	3		5		0		0		0		8	
耐震性が不足で耐震改修していないもの	1		4		0		0		0		5	
民間	0		0		0		0		0		0	
公共	1		4		0		0		0		5	
耐震診断が未実施のもの	2		1		9		1		0		13	
民間	0		0		9		1		0		10	
公共	2		1		0		0		0		3	

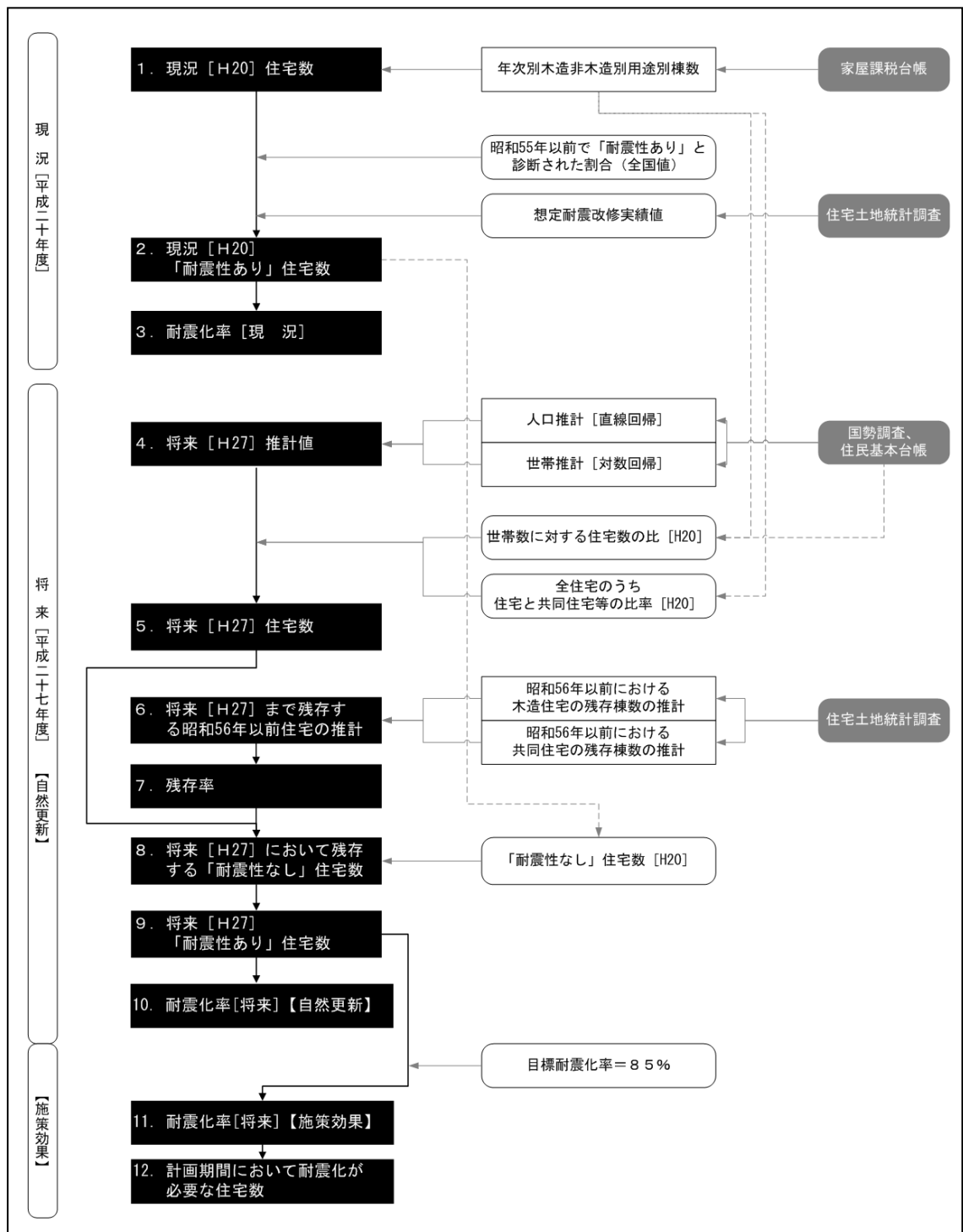
*民間の建築物における耐震診断、耐震改修の状況は、順次把握する。

3-2 住宅の耐震化の目標

(1) 住宅における耐震化率算定フロー

対象建築物である住宅において算定する耐震化率は、「現況」、「将来（自然更新※¹）」「将来（施策効果※²）」の3つです。算定フローを以下に示します。

▼算定フロー





※1 「自然更新」

住宅は、徐々に古い住宅が滅失し、新しい住宅が建築される。このときに建築される住宅は、昭和57年以降に建築されるため、この計画では「耐震化あり」とみなされる。したがって、現況から将来にむけて、自然に耐震化率が向上することになる。

※2 「施策効果」

自然更新によって耐震化率は向上することになるが、それだけでは目標とする耐震化率（ex.85%）に達することが困難な状況が想定される。そこで、目標を達成するための施策を講じることになる。いいかえれば、目標を達成するために耐震化すべき棟数といえる。

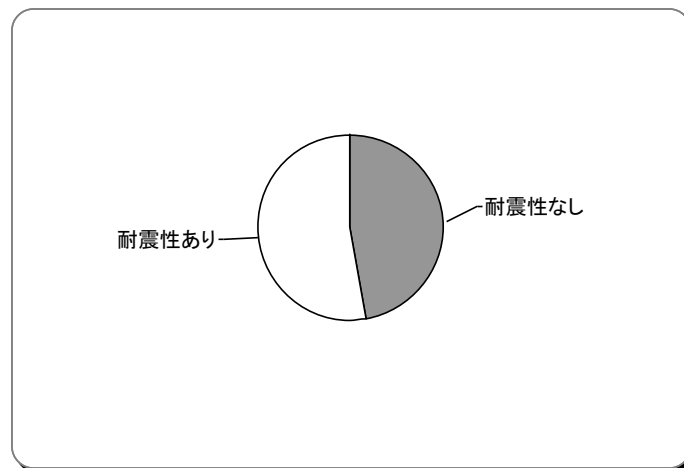
(2) 住宅における耐震化率〔現況〕

「3-1 耐震化の現状」－「(1) 現況〔H20〕住宅数」では、昭和56年以前の住宅は約1,300棟でした。

このうち「耐震性あり」と診断された割合（→下表）などを加味すると、耐震性能に不安がある棟数は減少することになります。

結果、「耐震性あり」が約1,260棟、「耐震性なし^{※1}」が約1,130棟です。よって、現況〔H20〕の耐震化率は約53%になります。

▼耐震化の現状



		現況〔H20〕
耐震化率	(a) ÷ (b)	52.8 (%)
耐震性あり	(a)	1,258 (棟)
耐震性なし		1,125 (棟)
木造住宅	(b)	2,383 (棟)

《参 考》昭和56年以前の住宅のうち、「耐震性あり」と診断された割合

木造住宅	12 (%)
共同住宅等	76 (%)

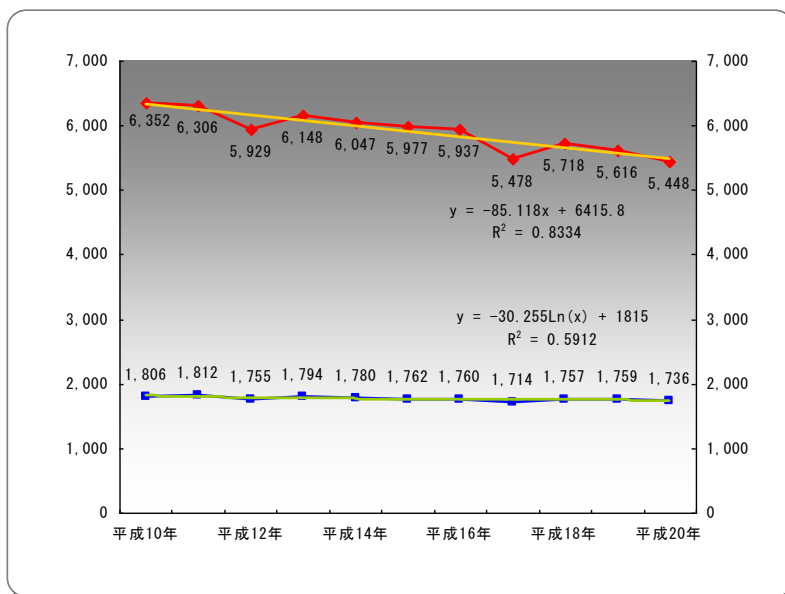
※1「耐震性なし」

耐震診断により耐震性がないと確認されたものと、耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含んでいる。

(3) 住宅における耐震化率 [将来]

① 人口及び世帯数の将来推計値の算出

人口及び世帯数の推移を整理し、近似式によって将来 [H27]推計を行いました。その結果、人口は直線式で近似され、将来 [H27] 推計値は、約4,880人になりました。世帯数は対数式で近似され、約1,730世帯になりました。



■実績値

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口(人)	6,352	6,306	5,929	6,148	6,047	5,977	5,937	5,478	5,718	5,616	5,448
世帯数(世帯)	1,806	1,812	1,755	1,794	1,780	1,762	1,760	1,714	1,757	1,759	1,736

■推計値

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人口(人)	5,394	5,309	5,224	5,139	5,054	4,969	4,884
世帯数(世帯)	1,740	1,737	1,735	1,733	1,731	1,729	1,728

資料：「片品村HP」

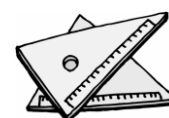
② 将来〔H27〕住宅数

前ページで算出した世帯数の将来推計値1,730世帯に対して、世帯数に対する住宅数の比を乗じて将来〔H27〕住宅数を算出しました。

その結果、将来〔H27〕住宅数は、約2,380棟と推計され、平成20年度から横ばいに推移します。

▼将来〔H27〕住宅数算出結果

現況〔H20〕住宅数	(a)	2,383 (棟)	
現況〔H20〕木造住宅	(b)	2,362 (棟) (99%)	※割合を(b)とする。
現況〔H20〕共同住宅等	(c)	21 (棟) (1%)	※割合を(c)とする。
現況〔H20〕世帯数	(d)	1,736 (世帯)	
世帯数に対する住宅数の比	$(e)=(a) \div (d)$	1.37 (－)	
将来〔H27〕世帯数	(f)	1,730 (世帯)	※将来推計値
将来〔H27〕住宅数	$(g)=(e) \times (f)$	2,375 (棟)	
将来〔H27〕木造住宅	$(h)=(g) \times (b)$	2,354 (棟)	
将来〔H27〕共同住宅等	$(i)=(g) \times (c)$	21 (棟)	



③ 残存率の設定

まず、群馬県について、各年次において残存する昭和56年以前の住宅の推移を整理し、将来推計を行いました。

この推計結果から、各年次における伸び率を算定しました。

ここで片品村について、「将来において残存する昭和56年以前の住宅数は、群馬県の伸び率と同様に推移する」と考えることにします。

この考え方に基づくと、残存率は以下のように設定されます。

▼残存率算出結果

群馬県					
各年次において残存する昭和56年以前住宅					
平成5年	木造住宅		227,800 (棟)		実績値
	共同住宅等		138,200 (棟)		実績値
平成10年	木造住宅		208,300 (棟)		実績値
	共同住宅等		111,000 (棟)		実績値
平成15年	木造住宅		166,300 (棟)		実績値
	共同住宅等		92,700 (棟)		実績値
平成20年	木造住宅		139,300 (棟) (1.00)		推計値
	共同住宅等		81,473 (棟) (1.00)		推計値
平成25年	木造住宅 (a)		108,550 (棟) (0.78)		推計値 ※伸び率を(a)とする。
	共同住宅等 (b)		72,283 (棟) (0.89)		推計値 ※伸び率を(b)とする。
平成27年	木造住宅 (c)		96,250 (棟) (0.69)		推計値 ※伸び率を(c)とする。
	共同住宅等 (d)		69,114 (棟) (0.85)		推計値 ※伸び率を(d)とする。
片品村					
各年次において残存する昭和56年以前住宅					
平成20年	木造住宅 (e)		1,302 (棟)		実績値
	共同住宅等 (f)		51 (棟)		実績値
平成25年	木造住宅 (g)=(e)×(a)		1,015 (棟)		推計値
	共同住宅等 (h)=(f)×(b)		45 (棟)		推計値
平成27年	木造住宅 (i)=(e)×(c)		900 (棟)		推計値
	共同住宅等 (j)=(f)×(d)		43 (棟)		推計値
残存率	木造住宅 (k)=(i)÷(e)		0.69 (-)		H27/H20
	共同住宅等 (l)=(j)÷(f)		0.85 (-)		H27/H20

④ 将来 [H27] における耐震性有無別住宅数の算出

平成20年において「耐震性なし」と考えられる住宅に、前ページで設定した残存率を乗じ、将来 [H27] において残存する「耐震性なし」の住宅数を算出しました。

その結果、将来 [H27] において残存する「耐震性なし」の住宅数は約790棟になりました。

一方、将来 [H27] 住宅数は約2,380棟なので、「耐震性あり」の住宅数は約1,590棟になります。

▼算出結果

平成20年において「耐震性なし（昭和56年以前）」 と考えられる住宅数		(a)=(b) + (c)	1, 141	
	木造住宅	(b)	1, 140 (棟)	
	共同住宅等	(c)	2 (棟)	
残存率	木造住宅	(d)	0. 69 (－)	※前ページ
	共同住宅等	(e)	0. 85 (－)	※前ページ
平成27年において残存する 「耐震性なし（昭和56年以前）」住宅数		(f)=(g) + (h)	789	
	木造住宅	(g)=(a) × (d)	787 (棟)	
	共同住宅等	(h)=(c) × (e)	2 (棟)	
将来 [H27] 住宅数		(i)=(j) + (k)	2, 375 (棟)	※前2ページ
	将来 [H27] 木造住宅	(j)	2, 354 (棟)	※前2ページ
	将来 [H27] 共同住宅等	(k)	21 (棟)	※前2ページ
将来 [H27] 「耐震性あり（昭和57年以降）」住宅数		(l)=(m) + (n)	1, 586	
	木造住宅	(m)=(j) - (g)	1, 567 (棟)	
	共同住宅等	(n)=(k) - (h)	19 (棟)	

⑤ 住宅における耐震化率〔将来〕

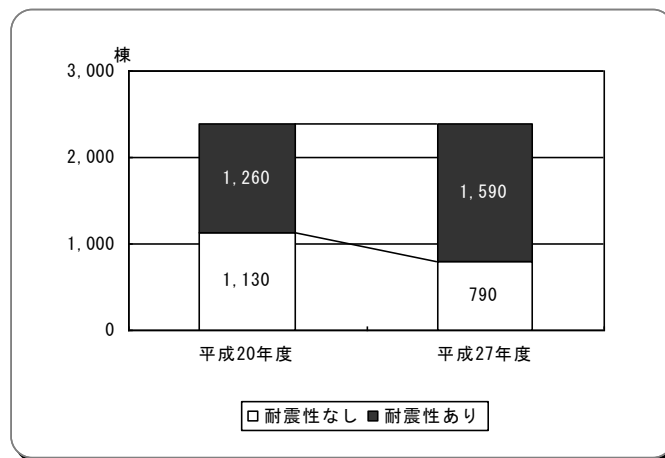
以上の結果から、片品村において、住宅の更新等が現在のペースで進むと仮定した場合（以下、「自然更新」という）、将来住宅数は、「耐震性あり」が約1,590棟、「耐震性なし」が約790棟になります。

したがって、将来〔H27〕の耐震化率は約67%になります。

ここで、耐震化率の目標についてふれます。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日、国土交通省告示）」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。

片品村については、群馬県の耐震改修促進計画と同様に目標を設定するものとし、住宅の耐震化率の目標を85%とします。

▼耐震化率〔将来〕



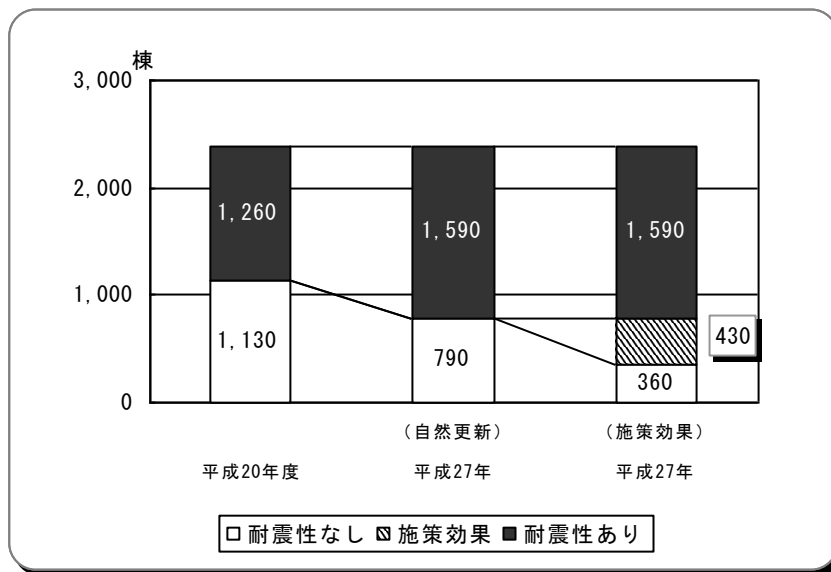
		将来〔H27〕
耐震化率	(a) ÷ (b)	66.8 (%)
耐震性あり	(a)	1,586 (棟)
耐震性なし		789 (棟)
木造住宅	(b)	2,375 (棟)

(4) 住宅における耐震化率の目標

前述のように、自然更新による将来 [H27] の耐震化率は、約67%になるため、耐震化率の目標=85%を下回ることになります。

したがって、片品村では、目標の達成に向けて7年間で約430棟を耐震化する施策効果が必要になります。

▼耐震化率の目標



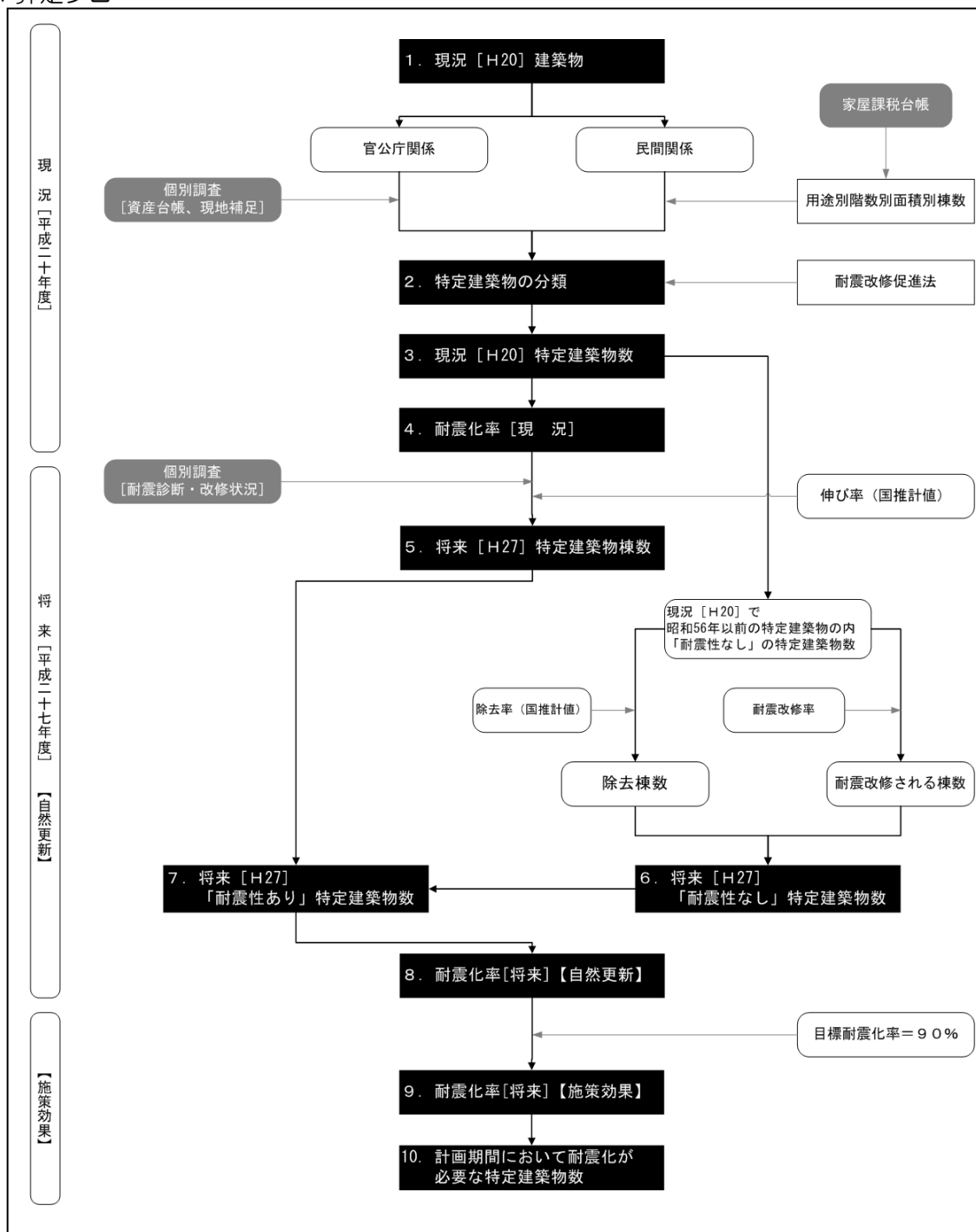
	平成20年度	平成27年度	平成27年度	摘要
耐震化率	現況	自然更新による耐震化率	目標とする耐震化率	
	約53 (%)	約67 (%)	85 (%)	
耐震性あり棟数	1,260 (棟)	1,590 (棟)	2,030 (棟)	
			[うち430 (棟)]	目標の達成に向けて7年間で約430棟を耐震化する施策効果が必要になります。1年間で、430÷7≒61(棟)になります。
全棟数	2,390 (棟)	2,380 (棟)	2,380 (棟)	

3-3 特定建築物の耐震化の目標

(1) 特定建築物における耐震化率算定フロー

対象建築物である特定建築物において算定する耐震化率は、住宅と同様に「現況」、「将来（自然更新）」「将来（施策効果）」の3つです。算定フローを以下に示します。

▼算定フロー

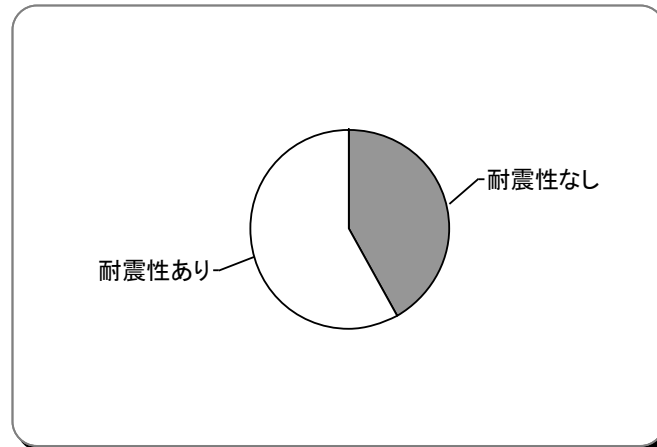


(2) 特定建築物における耐震化率 [現況]

「3-1 耐震化の現状」－「(3) 特定建築物における耐震診断及び耐震改修の実施状況」では、昭和56年以前の特定建築物は18棟でした。

よって、現況 [H20] の耐震化率は約58%になります。

▼耐震化の現状



		現況 [平成20年度]
耐震化率	(a) ÷ (b)	58.1 (%)
耐震性あり	(a)	25 (棟)
耐震性なし		18 (棟)
特定建築物	(b)	43 (棟)

(3) 特定建築物における耐震化率 [将来]

① 伸び率の設定

現況 [H20] の特定建築物数に対して、将来 [H27] の特定建築物数がどれくらい伸びるかは、「群馬県の伸び率と同様に推移する」と考えることにします。

この考え方にに基づき、伸び率を以下のように設定しました。

伸び率	1.11
-----	------

資料：財) 日本エネルギー経済研究所の建築物ストック量と建築統計年報の用途別規模別着工数をもとに国で推計した値。

② 将来 [H27] 特定建築物数

前ページで算出した現況の特定建築物数に、伸び率を乗じて将来 [H27] 特定建築物数を算出しました。

その結果、将来 [H27] 特定建築物数は、48棟と推計され、平成20年度から微増します。

▼将来 [H27] 特定建築物数算出結果

			特定建築物の分類				
			1	2	3	4	5
現況 [H20] 特定建築物数	(a)=(b)+(c)	43 (棟)	7	7	24	4	1
現況 [H20] 民間	(b)	28 (棟)	0	0	24	3	1
現況 [H20] 公共	(c)	15 (棟)	7	7	0	1	0
伸び率	(d)	1.11 (—)					
将来 [H27] 特定建築物数	(e)=(f)+(g)	48 (棟)	8	8	27	4	1
将来 [H27] 民間	(f)=(b)×(d)	31 (棟)	0	0	27	3	1
将来 [H27] 公共	(g)=(c)×(d)	17 (棟)	8	8	0	1	0

③ 除去率の設定

特定建築物が現状の棟数から除去される割合は、「群馬県の伸び率と同様に推移する」と考えることにします。

この考え方にに基づき、除去率を以下のように設定しました。

除去率	5 (%)
-----	-------

④ 除去棟数の算出

現況 [H20] で昭和56年以前の特定建築物の内「耐震性なし」の特定建築物数に、除去率を乗じて除去棟数を算出しました。

その結果、除去棟数は、1 棟になりました。

▼除去棟数算出結果

			特定建築物の分類				
			1	2	3	4	5
現況 [H20] で昭和56年以前の特定建築物の内「耐震性なし」の特定建築物数	(a) = (b) + (c)	18 (棟)	3	5	9	1	0
現況 [H20] 民間	(b)	10 (棟)	0	0	9	1	0
現況 [H20] 公共	(c)	8 (棟)	3	5	0	0	0
除去率	(d)	0.05 (-)					
除去棟数	(e) = (f) + (g)	1 (棟)	0.2	0.3	0.5	0.1	0.0
将来 [H27] 民間	(f) = (b) × (d)	1 (棟)	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0
将来 [H27] 公共	(g) = (c) × (d)	0 (棟)	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0

⑤ 耐震改修率の設定と耐震改修される棟数

耐震改修率は、昭和56年以前の特定建築物に対する耐震改修済みの特定建築物数の割合とします。

その結果、耐震改修実績がないため、改修率は0.0になりました。

また、現況 [H20] で昭和56年以前の特定建築物の内「耐震性なし」の特定建築物数に、耐震改修率を乗じて耐震改修される特定建築物数を算出しました。

その結果、耐震改修率が0なので、耐震改修される棟数は0棟になりました。

▼耐震改修率算出結果

		特定建築物の分類					
		1	2	3	4	5	
現況 [H20] で昭和56年以前の特定建築物 [民間]	(a)=(b) + (c) + (d)	10 (棟)	0	0	9	1	0
耐震性あり	(b)	0 (棟)	0	0	0	0	0
耐震改修済み	(c)	0 (棟)	0	0	0	0	0
耐震性なし	(d)	10 (棟)	0	0	9	1	0
現況 [H20] で昭和56年以前の特定建築物 [公共]	(e)=(f) + (g) + (h)	8 (棟)	3	5	0	0	0
耐震性あり	(f)	0 (棟)	0	0	0	0	0
耐震改修済み	(g)	0 (棟)	0	0	0	0	0
耐震性なし	(h)	8 (棟)	3	5	0	0	0
耐震改修率							
民間	(i) = (c) ÷ (a)	(-)	—	—	0.0	0.0	—
公共	(j) = (g) ÷ (e)	(-)	0.0	0.0	—	—	—
耐震改修される棟数							
民間	(k) = (d) × (i)	(棟)	—	—	0.0	0.0	—
公共	(l) = (h) × (j)	(棟)	0.0	0.0	—	—	—

⑥ 将来 [H27] における耐震性有無別特定建築物数の算出

現況 [H20] で昭和56年以前の特定建築物の内「耐震性なし」の棟数に対して、除去される棟数と耐震改修される棟数を加味して、将来 [H27] 「耐震性なし」特定建築物数を算出します。

次に将来 [H27] 特定建築物棟数から、算出した将来 [H27] 「耐震性なし」特定建築物数を除き、将来 [H27] 「耐震性あり」特定建築物数とします。

その結果、将来 [H27] 「耐震性なし」特定建築物数は17棟になりました。

▼将来 [H27] における耐震性有無別特定建築物数

		特定建築物の分類				
		1	2	3	4	5
現況 [H20] で昭和56年以前の特定建築物の内「耐震性なし」の特定建築物数 (a)=(b)+(c)	18 (棟)	3	5	9	1	0
現況 [H20] 民間 (b)	10 (棟)	0	0	9	1	0
現況 [H20] 公共 (c)	8 (棟)	3	5	0	0	0
除去棟数	(棟)					
将来 [H27] 民間 (d)	(棟)	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0
将来 [H27] 公共 (e)	(棟)	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0
耐震改修される棟数						
民間 (f)	(棟)	—	—	0.0	0.0	—
公共 (g)	(棟)	0.0	0.0	—	—	—
将来 [H27] 「耐震性なし」特定建築物数 (h)=(i)+(j)	17 (棟)	3	5	9	1	0
将来 [H27] 民間 (i)=(b)-(d)-(f)	10 (棟)	0	0	9	1	0
将来 [H27] 公共 (j)=(c)-(e)-(g)	8 (棟)	3	5	0	0	0
将来 [H27] 特定建築物数 (k)=(l)+(m)	48 (棟)	8	8	27	4	1
将来 [H27] 民間 (l)	31 (棟)	0	0	27	3	1
将来 [H27] 公共 (m)	17 (棟)	8	8	0	1	0
将来 [H27] 「耐震性あり」特定建築物数 (n)=(o)+(p)	31 (棟)	5	3	18	3	1
将来 [H27] 民間 (o)=(l)-(i)	22 (棟)	0	0	18	2	1
将来 [H27] 公共 (p)=(m)-(j)	9 (棟)	5	3	0	1	0

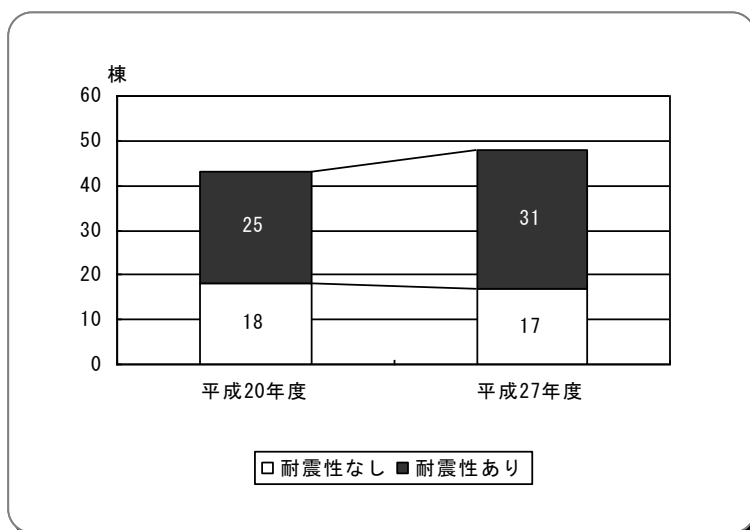
⑦ 特定建築物における耐震化率〔将来〕

以上の結果から、片品村において、特定建築物の更新等が現在のペースで進むと仮定した場合（以下、「自然更新」という）、将来特定建築物数は、「耐震性あり」が31棟、「耐震性なし」が17棟になります。

したがって、将来〔H27〕の耐震化率は約65%になります。

ここで、耐震化率の目標についてふれます。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日、国土交通省告示）」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。

片品村については、群馬県の耐震改修促進計画と同様に目標を設定するものとし、特定建築物の耐震化率の目標を90%とします。

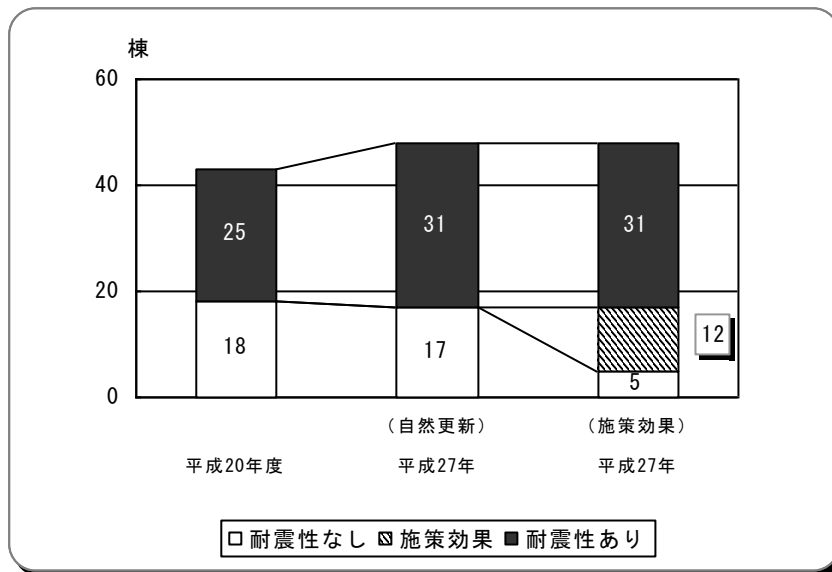


(4) 特定建築物における耐震化率の目標

前述のように、自然更新による将来 [H27] の耐震化率は、約65%になるため、耐震化率の目標=90%を下回ることになります。

したがって、片品村では、目標の達成に向けて7年間で約12棟を耐震化する施策効果が必要になります。

▼耐震化率の目標

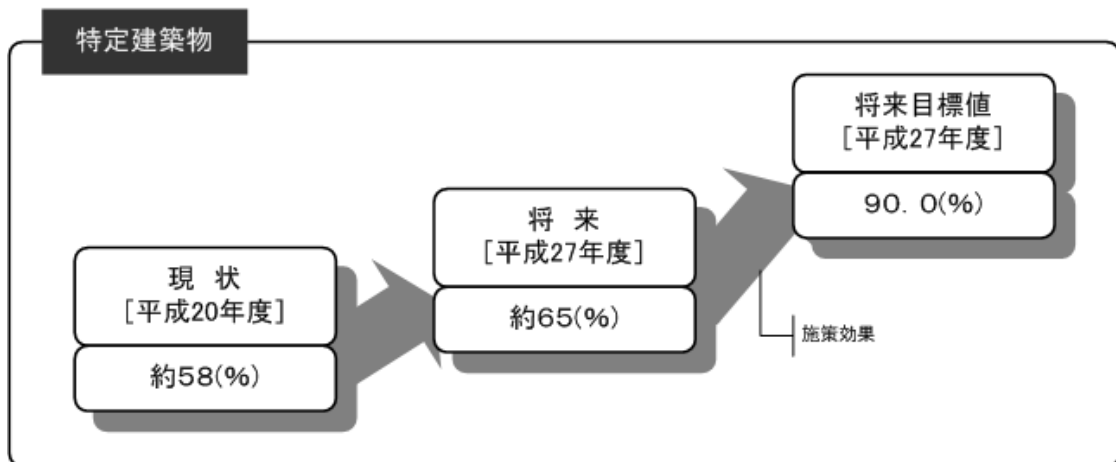
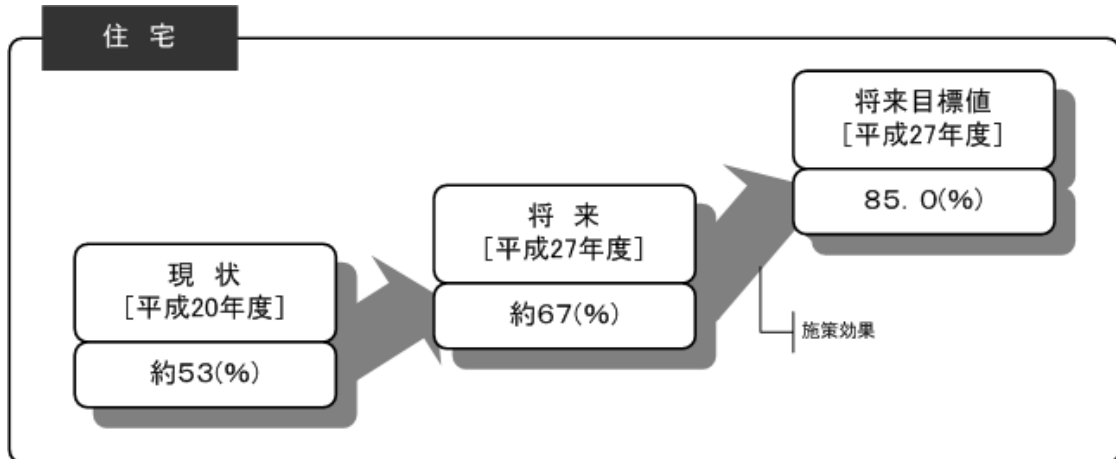


	平成20年度	平成27年度	平成27年度	摘要
耐震化率	現況	自然更新による耐震化率	目標とする耐震化率	
	約58 (%)	約65 (%)	90 (%)	
耐震性あり棟数	25 (棟)	31 (棟)	43 (棟)	
			[うち12 (棟)]	目標の達成に向けて7年間で約12棟を耐震化する施策効果が必要になります。1年間で、12÷7≒2(棟)になります。
全棟数	43 (棟)	48 (棟)	48 (棟)	

(5) 耐震化率のまとめ

これまでの算定結果、及び片品村の耐震化率の目標値〔住宅は85%、特定建築物は90%〕は、以下のように整理されます。

▼算定した耐震化率と耐震化率の目標の考え方

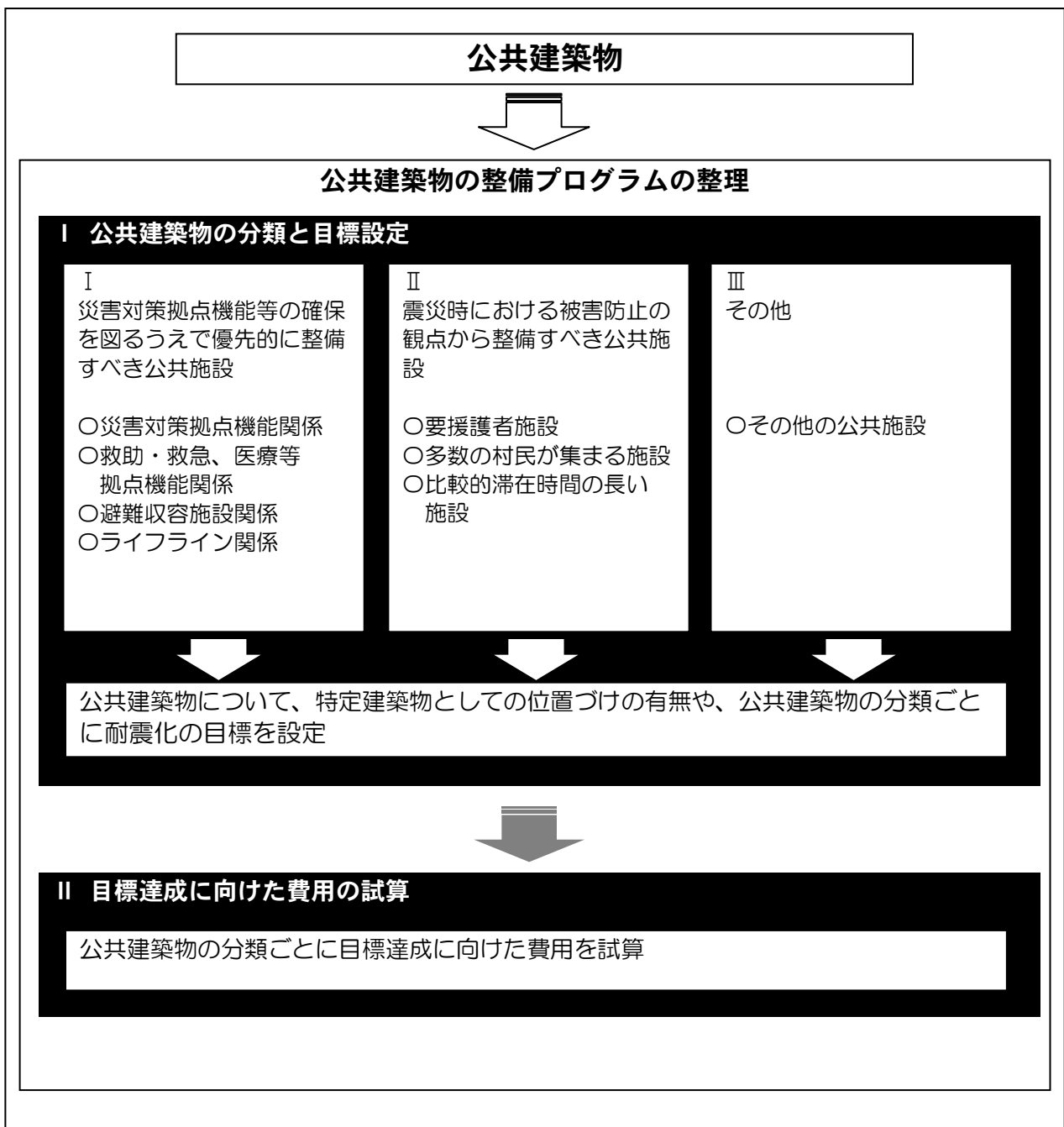


3-4 公共建築物の耐震化の目標

(1) 耐震化の推進に向けた基本的な考え方

公共建築物（国、県の施設を除く）について、下記フローに基づき、整備プログラムを整理します。

▼公共建築物の耐震化の推進に向けた考え方



(2) 公共建築物の耐震化の目標

① 公共建築物の分類と目標設定

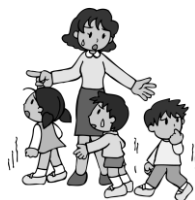
公共建築物は、住民の生命を守るだけでなく、地震発生後における避難救護といった被害防止といった重要な役割があります。

ここでは、公共建築物を以下のように分類し、次のように耐震化率の目標値を設定しました。

片品村における目標値は、県と同様の値とし、群馬県耐震改修促進計画において設定された値を採用するものとします。

▼公共建築物の分類と目標値

大分類	NO.	小分類	(建築物の具体例)	目標値
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1	災害対策拠点機能関係	【役場等】	100%
	2	救助・救急、医療等拠点機能関係	【病院、消防署等】	100%
	3	避難収容施設関係	【集会場、小・中学校、防災拠点等】	100%
	4	ライフライン関係	【水質管理センター等】	90%以上
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5	要援護者施設	【福祉施設等】	100%
	6	多数の村民が集まる施設	【図書館、科学館等】	90%以上
	7	比較的滞在時間の長い施設	【村営住宅等】	90%以上
Ⅲ. その他	8	その他の施設	【上記以外の施設等】	90%以上



② 耐震化の現状と将来値

ここでは、公共建築物について、耐震化の現状と目標値を整理します。

本計画で対象とする公共建築物は、平成20年度で98(棟)です。分野別にみると、避難収容施設が56棟で、耐震化率が59%になっています。

今後、公共建築物の棟数が変化しないと仮定した場合、平成27年度における耐震化率は、避難収容施設が70%になります。他の分類は変化しません。

▼公共建築物の耐震化の現状と目標値（棟数）

		平成20年度				自然更新	平成27年度				
		すべての施設					すべての施設				
		耐震性有	うち 特定建築物	耐震性有	耐震性無※1		耐震性有	うち 特定建築物	耐震性有	耐震性無※1	
		耐震化率		耐震化率			耐震化率		耐震化率		
I	1	災害対策拠点	0	1	0	1	0	1	0	1	0
			1		1		1		1		
			0%				0%				
I	2	救助救急医療拠点	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			1		0		0		0		
			67%				—				
I	3	避難収容施設	33	12	5	7	10	2	3	2	2
			23		7		17		2		
			59%		42%		70%		83%		
I	4	ライフライン関係	9	0	0	0	0	0	0	0	0
			0		0		0		0		
			100%				—				
II	5	要援護者施設	4	1	1	0	1	0	0	0	0
			3		0		3		0		
			57%		100%		57%		100%		
II	6	多数の人が集まる施設	5	0	0	0	0	0	0	0	0
			2		0		2		0		
			71%				—				
II	7	比較的滞在時間の長い施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0
			3		0		3		0		
			25%				—				
III	8	その他	9	1	1	0	1	0	1	0	1
			2		0		2		0		
			82%		100%		82%		100%		
合計			98	15	7	8	12	3	7	15	3
					63	7	69	12	63	7	69
					35	8	29	3	35	8	29
					64%	47%	70%	80%	64%	47%	70%

※1「耐震性無」

耐震診断により耐震性がないと確認されたものと耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものも含んでいる。

③ 施策効果

現状で推移すると、平成27年度における耐震化率は、目標値を達成できません。

したがって、目標を達成するため、「耐震性有」の棟数を全体で95棟まで高める必要があります。

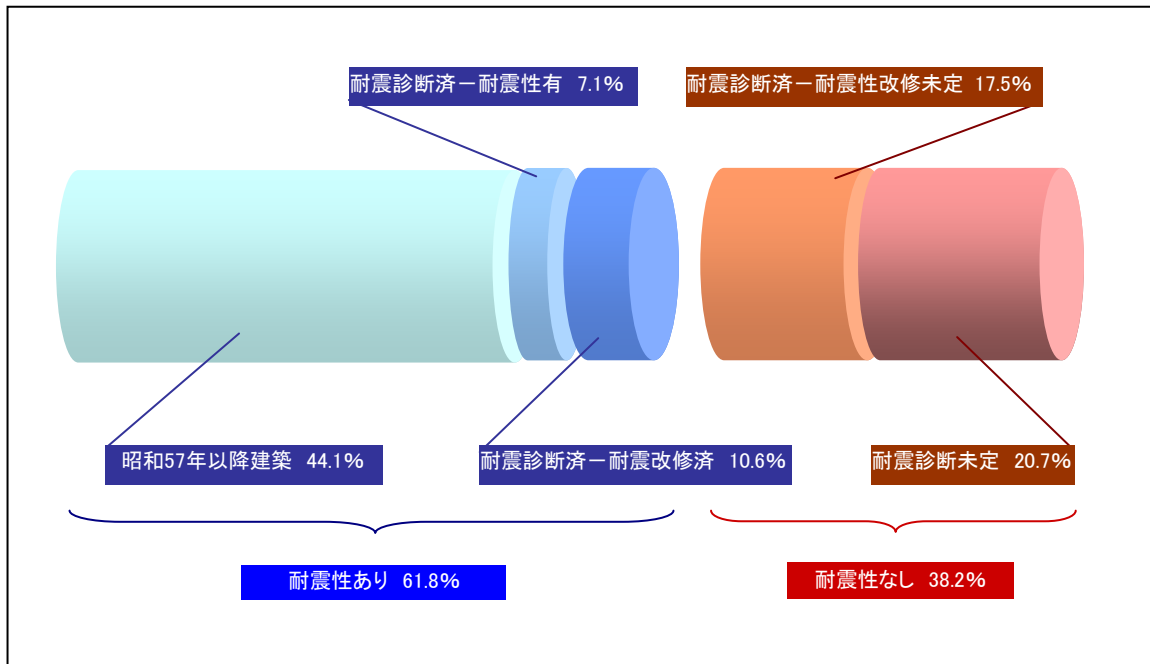
▼公共建築物の耐震化の現状と目標値

		平成27年度				目標耐震化率	平成27年度 施策効果				
		すべての施設					すべての施設				
		耐震性有	うち 特定建築物	耐震性有	耐震化率		目標達成するための耐震性有棟数	うち 特定建築物	目標達成するための耐震性有棟数	目標耐震化率	
		耐震性無 ^{※1}		耐震化率			耐震性無 ^{※1}		耐震化率		耐震性無 ^{※1}
I	1	災害対策拠点	1	0	0%	1	1	100%	1	1	100%
			1	1	100%	1	0	0%	1	0	0%
			0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
	2	救助救急医療拠点	3	2	67%	3	3	100%	3	0	0%
		1	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
		0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
3	避難収容施設	56	39	70%	56	56	100%	56	12	21%	
		17	10	59%	12	0	0%	12	0	0%	
		2	2	100%	2	0	0%	2	0	0%	
4	ライフライン関係	9	9	100%	9	8	89%	9	0	0%	
		0	0	0%	0	1	11%	0	0	0%	
		0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
5	要援護者施設	7	4	57%	7	6	86%	7	1	14%	
		3	1	33%	1	0	0%	0	0	0%	
		0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
6	多数の人が集まる施設	7	5	71%	7	7	100%	7	0	0%	
		2	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
		0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
7	比較的滞在時間の長い施設	4	1	25%	4	4	100%	4	0	0%	
		3	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
		0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
8	その他	11	9	82%	11	10	91%	11	1	9%	
		2	0	0%	1	0	0%	0	0	0%	
		0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
合計		98	69	70%	15	95	97%	15	15	99%	

(参 考) 市町村の公共施設等の耐震化一覧

市町村における耐震化の現状と今後の状況を示します。

▼公共建築物の耐震化の現状と目標値



資料：「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況 調査報告書」（平成20年11月、消防庁国民保護・防災部防災課）

(3) 整備優先度

公共建築物の優先度については、公共施設の耐震化の目標値が、目標値が100%、または90%に設定されているため、住民等の要望、利用実態、財源等を総合的に勘案して個別施設毎に適宜判断するものとします。

しかしながら、計画段階においては、概ねの方向性を定める必要があるため、次のような考え方も参考に耐震化に取り組むものとします。

▼優先度の考え方

大分類	No.	小分類	整備優先度				耐震化の目標値
			項目1	項目2	項目3	項目4	
I. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1	災害対策拠点機能関係	住民等の要望、利用実態、財源等を総合的に勘案して個別施設毎に判断		地域防災計画に位置づけられている避難施設		100%
	2	救助・救急、医療等拠点機能関係					100%
	3	避難収容施設関係		(現在取り組んでいる)学校施設等			100%
	4	ライフライン関係					90%以上
II. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5	要援護者施設			災害時要援護者等への対応が望まれる施設	100%	
	6	多数の村民が集まる施設				90%以上	
	7	比較的滞在時間の長い施設				90%以上	
III. その他	8	その他の施設				90%以上	

(4) 費用の試算

ここでは、計画段階における定量的な指標を得るため、費用を試算します。

目標を達成するため、目標年度である平成27年度までの7年間で必要となる費用は、耐震診断が推計0.2億円、耐震改修が推計約3.6億円になります。

▼費用の試算方法

$$(\text{費用}) = (\text{目標とする耐震化率の達成に必要な面積}^{*1}) \times (\text{事業単価}^{*2})$$

▼分類別費用

		すべての施設						
					(うち特定建築物)			
		目標とする耐震化率の達成に必要な延べ床面積 (㎡)	耐震診断費用 (百万円)	改修費用 (百万円)	目標とする耐震化率の達成に必要な延べ床面積 (㎡)	耐震診断費用 (百万円)	改修費用 (百万円)	
I	1	災害対策拠点	1,987	4.0	59.6	1,987	(4.0)	(59.6)
	2	救助救急医療拠点	0	0.0	0.0	0	(0.0)	(0.0)
	3	避難収容施設	7,839	15.7	235.2	3,132	(6.3)	(94.0)
	4	ライフライン関係	0	0.0	0.0	0	(0.0)	(0.0)
II	5	要援護者施設	462	0.9	13.9	0	(0.0)	(0.0)
	6	多数の人が集まる施設	736	1.5	22.1	0	(0.0)	(0.0)
	7	比較的滞在時間の長い施設	959	1.9	28.8	0	(0.0)	(0.0)
III	8	その他	0	0.0	0.0	0	(0.0)	(0.0)
		合計	11,983	24.0	359.5	5,119	(10.2)	(153.6)

※1 「目標とする耐震化率の達成に必要な面積」

目標を達成するため、施策効果として「耐震性有」建築物を増やす、すなわち延べ床面積を増やすことになる。

※2 「事業単価」

東京建設業協会による数値を参考に、耐震診断費用=2,000(円/㎡)、改修費用=30,000(円/㎡)とした。なお、耐震診断、及び改修の事業費は、対象とする建築物の規模、用途、診断結果を踏まえた改修方法によって個々に積算されるのであって、単価を設定し画一的に考えることは適当ではないと考えられる。しかしながら、厳しい財政状況の中、耐震化を促進するためには、概ねの費用を踏まえる必要があることから、ここでは試算値を示すこととした。

4-1

耐震化の促進に係る基本的な考え方

(1) 各主体の取組方針

耐震化に取り組む主体を「住宅や建築物の所有者等」「関係団体等」「村」「県」とし、それぞれの取組方針について述べます。

① 建築物の所有者等の取組方針

耐震化が進まない理由は、「耐震化にコストを要すること」、「信頼できる事業者等の情報が不足していること」、「自分だけは大丈夫と考えること」などがあげられてますが、防災対策や建築物の耐震化は、自らの生命や財産を保全するだけでなく、地域の安全性も考える必要があります。これらのことを踏まえ、以下のことを実施します。

- ・ 耐震に関する相談
- ・ 耐震診断の実施
- ・ 耐震診断の結果をうけ、必要に応じた耐震改修や建て替えの実施

② 片品村の取組方針

片品村は、住民、自主防災組織などの活動を支援し、建築物所有者が、耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境を整えます。

- ・ 耐震改修促進計画の策定・見直し
- ・ 公共建築物の耐震診断、耐震改修の計画的な遂行
- ・ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の誘導
- ・ 耐震診断に対する専門家の派遣
- ・ 費用負担等の軽減などの支援策の充実、及び制度の周知
- ・ 施工業者などの情報提供の充実
- ・ 耐震改修促進法に基づく、手続の遂行
- ・ 相談窓口の開設
- ・ 自主防災組織の支援
- ・ パンフレット等による普及・啓発活動
- ・ 県、建築関係団体との連携体制の構築

③ 関係団体等の取組方針

建築関係団体やNPO等は、専門家としての立場で、住民に適切なアドバイスを行い、耐震化の推進を技術的な側面からサポートする必要があります。

- ・ 建築物所有者に対する適切な助言
- ・ 耐震診断、耐震改修に関する技術者講習の開催、参加
- ・ 耐震診断、耐震改修に関する業務の適正な遂行
- ・ 耐震相談窓口の設置・運営
- ・ 各種イベントでの相談会の実施
- ・ 行政との連携

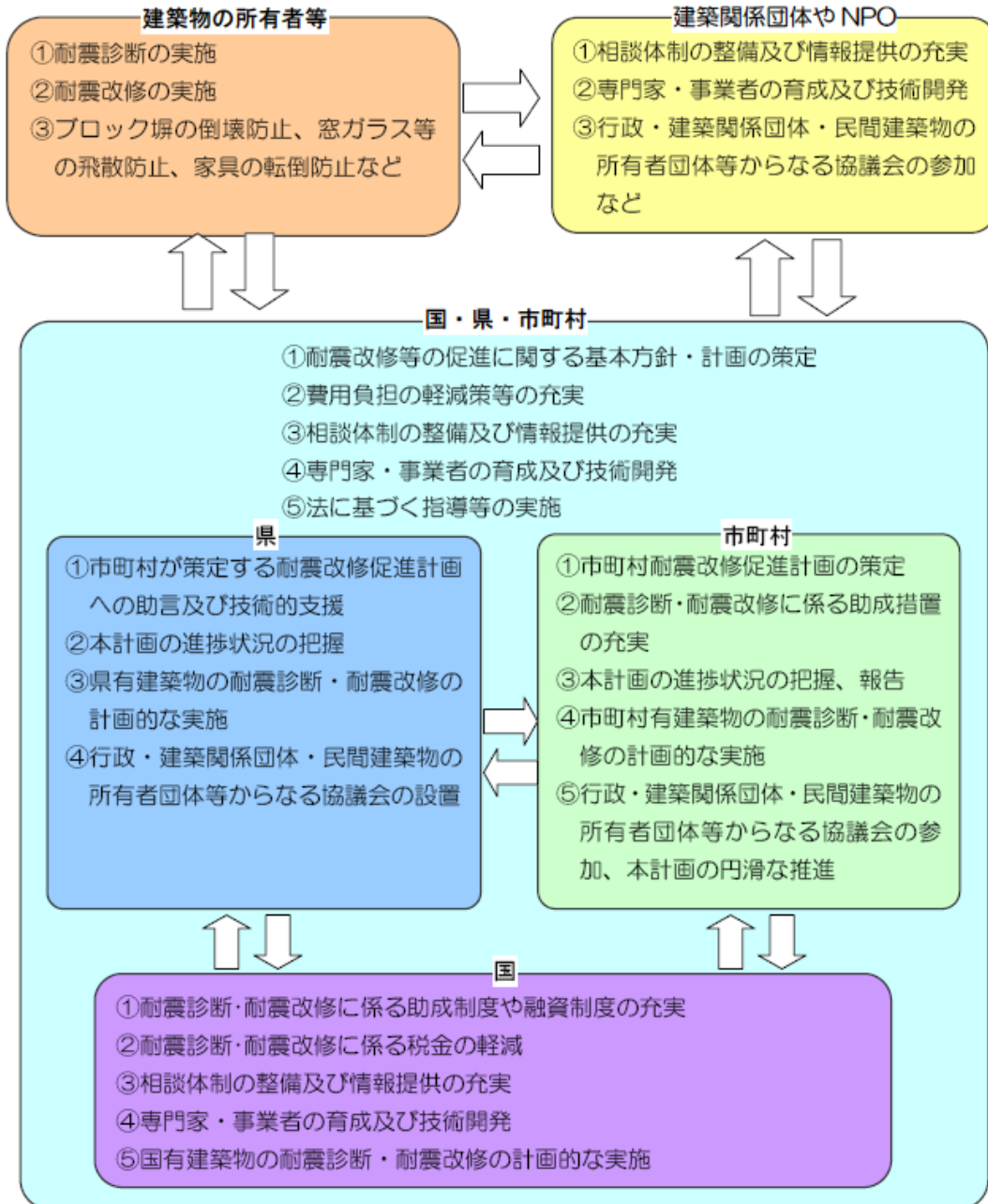
④ 県の取組方針

県は、建築物の所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施する必要があります。

- ・ 県耐震改修促進計画の策定・見直し
- ・ 県有施設の耐震改修等の実施
- ・ 民間建築物の耐震改修等の誘導
- ・ 耐震改修促進法に基づく、手続きの遂行
- ・ 耐震診断、改修に関する技術者の養成
- ・ パンフレット等による普及・啓発活動
- ・ 市町村、建築関係団体との連携体制の構築
- ・ 市町村、建築団体等への情報提供

(2) 各主体の連携イメージ

各主体は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。



出典：「群馬県耐震改修促進計画」（平成19年1月）

4-2

耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み

(1) 地震に関する情報提供の充実

片品村は、広報、パンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて、所有者等や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。

▼発信情報（例）

- ・地震災害の危険性、耐震化の重要性及び効果
- ・簡易な耐震自己診断
- ・耐震改修の方法や事例紹介、工事費用
- ・施工事業者情報
- ・助成制度、融資制度、税の優遇措置
- ・特定建築物や公共建築物の耐震化状況 など



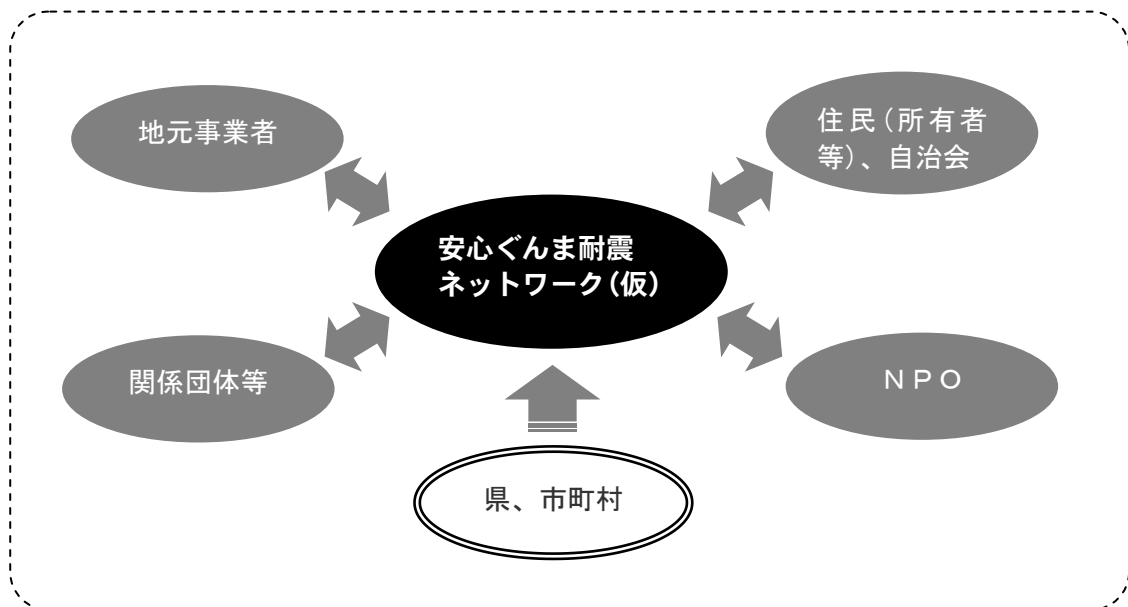
4-3

耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み

(1) 「安心ぐんま耐震ネットワーク（仮称）」への参加

耐震診断や耐震改修など建築物の総合的な地震対策を進めるためには、行政と民間事業者及び村民（自治会等）等が連携した取り組みが不可欠です。

片品村は、安心して耐震改修等を行うことができるような情報の収集・発信体制、協議体制として、県、周辺市町村、関係団体等による「安心ぐんま耐震ネットワーク(仮)」の構築に参加します。



(2) 相談窓口の設置と連携

① 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修の技術的な情報、支援制度についての相談などは引き続き以下の場所、連絡先で実施していきます。



② 相談窓口の連携

「安心ぐんま耐震ネットワーク（仮称）」では、建築物の所有者等に対して耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実と各種相談を受け付ける相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の一般的な相談に加え、ローン、税制、助成制度等の説明や専門家・事業者の斡旋・紹介などを行っていきます。

村では、これらの相談窓口と連携をはかっていきます。

▼相談窓口の設置場所

- ・群馬県県土整備部建築住宅課、群馬県土木事務所建築グループ
- ・市町村建築主務課
- ・ぐんま住まいの相談センター
- ・社団法人群馬県建築士事務所協会
- ・社団法人群馬県木造住宅産業協会

(3) 地域活動の支援

県、及び村は、地域における防災活動（防災訓練、地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

4-4

耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 木造住宅に対する事業の概要

■木造住宅耐震改修診断者派遣事業

項目	内容
概要	木造住宅について、診断者を派遣し、一般診断 ^{*1} を行う。
該当建築物	①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅または木造併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） ②平屋または2階建ての木造住宅
診断費	無料（診断者の交通費のみ負担）
その他	実施時期は平成21年度を予定。

■木造住宅耐震改修補助事業

項目	内容
概要	耐震補強工事を行ったものに補助を行う。
該当建築物	①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅または木造併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） ②平屋または2階建ての木造住宅
補助金	改修費用の1/3（限度額50万円）
その他	実施時期は未定。（今後、内容に変更あり）

※「一般診断」

財団法人 日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断法。

(2) 耐震診断・耐震改修に対する融資制度

■住宅金融支援機構

項目	内容	
概要	耐震改修工事または耐震補強工事に対する融資	
融資額	戸建住宅	基本融資額：1000万円 金利：最新金利情報は、支援機構にお問い合わせください
	マンション	融資額：工事費の8割以内（限度額：住戸数×150万円） 金利：最新金利情報は、支援機構にお問い合わせください



(3) 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

■住宅に係る耐震改修促進税制

項目	内容	
概要	耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するための税の特例措置	
対象地域	地域住宅計画の区域、耐震改修促進計画の区域等	
措置内容	所得税	平成25年12月31日までに住宅の耐震改修工事を行った場合、当該工事費の10%相当額（限度額20万円）を控除
	固定資産税	耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18～21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額 ・平成22～24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額 ・平成25～27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額

■事業用建築物に係る耐震改修促進税制

項目	内容
概要	耐震性が確保された良質な建築物ストックの形成を促進するための税の特例措置
該当建築物	平成22年3月31日までに、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った特定建築物（耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないもの）
措置内容	所得税、法人税について、耐震改修工事費の10%を特別償却できる

4-5

総合的な安全対策に関する取り組み

(1) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生します。

また、道路が閉塞されたり障害物が散乱すると、避難活動や救援活動に支障をきたします。

したがって、ブロック塀の倒壊の危険性を住民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及、啓発を図ります。

(2) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、オフィスビルの窓ガラスが飛散し、大きな被害が生じたところでした。

地震による被害は、建物の倒壊による被害だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、避難活動や救援活動に支障をきたします。

したがって、窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性を住民に周知する他、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及、啓発を図ります。



(3) 天井等の非構造部材の安全確認

宮城県沖地震（平成17年8月）では、スポーツ施設の天井が落下し多くの負傷者が発生しました。大地震の発生すると、建物本体が損壊しなくても、天井等の非構造部材が落下・崩壊すれば、多くの被害が発生します。

したがって、天井等の落下等について、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及、啓発を図ります。

(4) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成17年7月）では、首都圏の多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しました。

これらの不安や混乱を避けるため、既設エレベーターに対する安全性の周知等、建物管理者・保守会社等や消防との連携による救出・復旧体制の整備などを進めるとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

(5) 家具の転倒防止

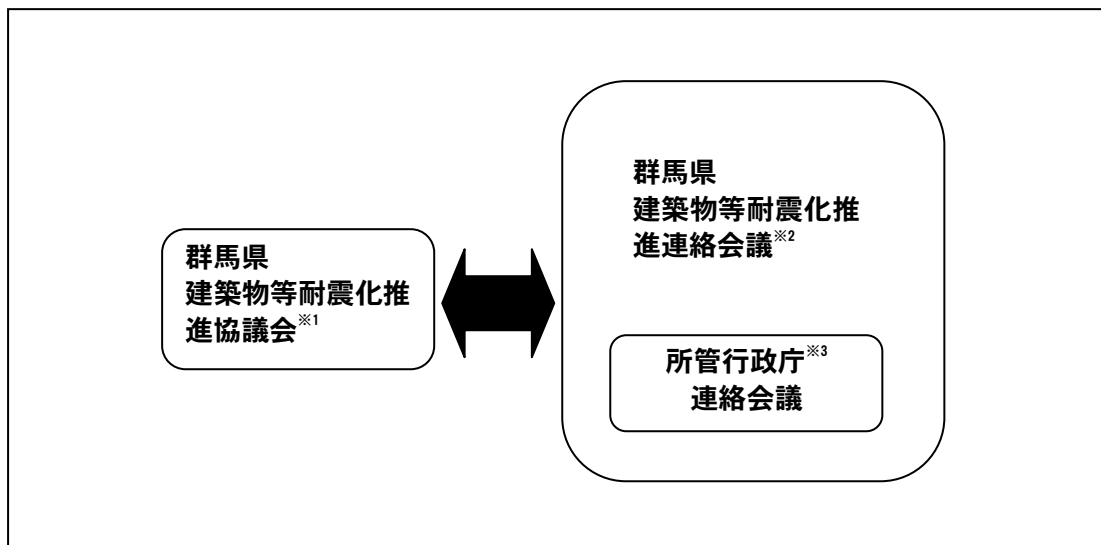
家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により住民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及、啓発を図ります。



5-1 県及び県内市町村との連携強化

(1) 県との連携

耐震改修等を促進するため、「群馬県建築物等耐震化推進協議会」や「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」を継続し、計画や施策の見直しを行います。



※1「群馬県建築物等耐震化推進協議会」

群馬県の関係課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図る。

※2「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」

群馬県と県内市町村の建築防災主管課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保する。

※3「所管行政庁」

建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市）の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事になっている。
（耐震改修促進法第2条）

5-2

耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁は、特定建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認められた場合は、当該特定建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います（耐震改修促進法第7条第1項）。

そのうち一定規模以上の特定建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定建築物の所有者に対して必要な指示を行います（同条第2項）。

さらに、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなくその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表します（同条第3項）。なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確に示したうえで実施します。

▼指導及び助言の方法

- ・耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

▼指示の方法

- ・耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。

▼公表の方法

- ・法に基づく公表であることを明確にするとともに、住民に広く周知するため、広報やホームページへの掲載などにより公表を行います。

5-3

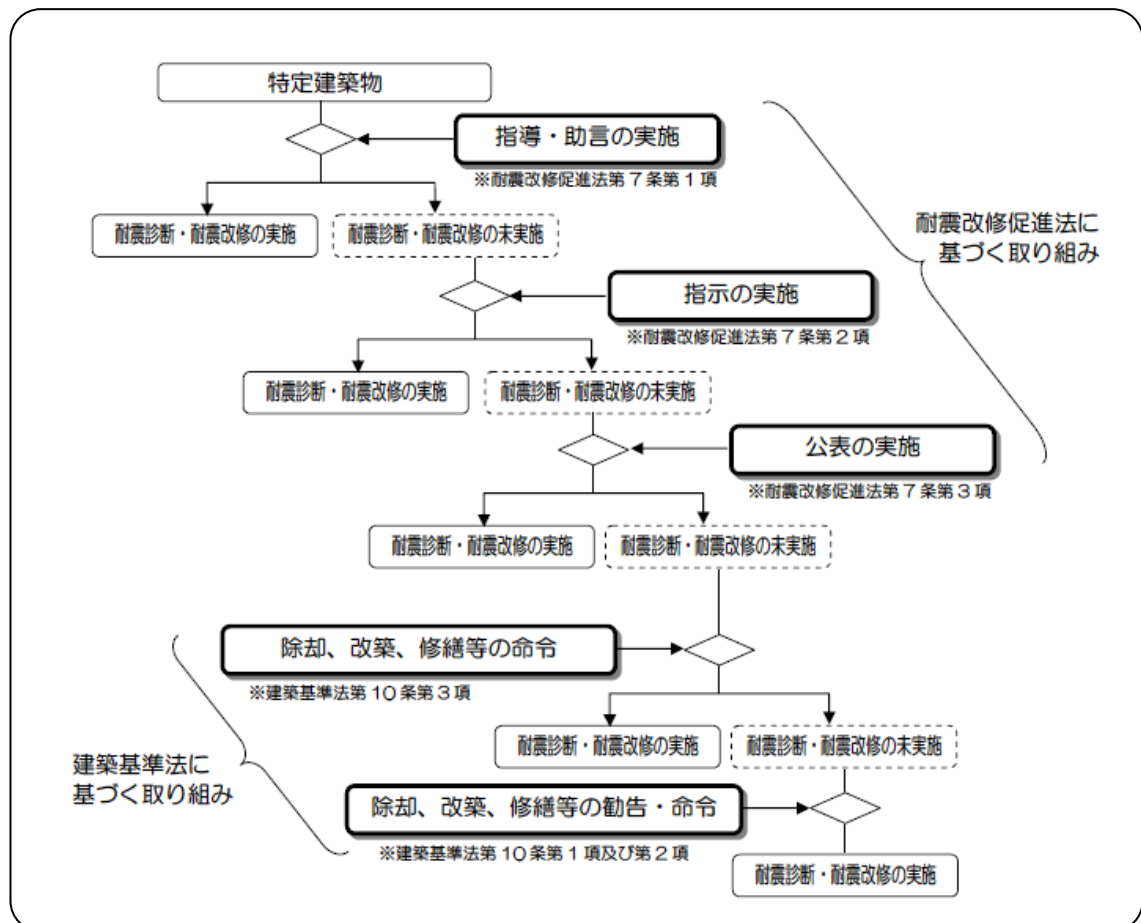
建築基準法による勧告又は命令等の実施

前頁の公表しても当該建築物の所有者が耐震改修等を実施しない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対して、特定行政庁は、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います（建築基準法第10条第3項）。

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告（同条第1項）やその勧告に係る措置をとるよう命令（同条第2項）を行います。

なお、勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことがその利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえでいかに危険であるかとの周知を図り、県知事と市町村長が協議したうえで実施します。

▼耐震診断及び耐震改修に関する指導等のフロー



6-1

地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

耐震改修促進法において、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助を充実して耐震化を促進することができます。

県計画では、地震発生時に通行を確保すべき道路として、群馬県地域防災計画で定める緊急輸送道路の「第1次緊急輸送道路^{※1}（片品村付近該当なし）」、及び「第2次緊急輸送道路^{※2}（→次ページ図中橙色）」を指定しています。

村では、地震発生時に通行を確保すべき道路として、主要な村道を指定の対象路線として検討します。また、県が管理する道路である「第3次緊急輸送道路（→次ページ図中緑色）」についても調整していきます。

耐震改修促進計画 作成主体	地震発生時に通行を確保すべき道路	道路種別
市町村	主要な市町村道などを検討	市町村道 その他
	(第三次緊急輸送道路 の指定を県と調整する) [※]	国 道 主要地方道 一般県道 そ の 他
群馬県	第一次緊急輸送道路 [※]	
	第二次緊急輸送道路 [※]	

※「群馬県地域防災計画」による緊急輸送道路の種別

※1「第1次緊急輸送道路」

県庁所在地、地方中心都市及び国土交通省河川国道事務所等を連絡する道路。または県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路。

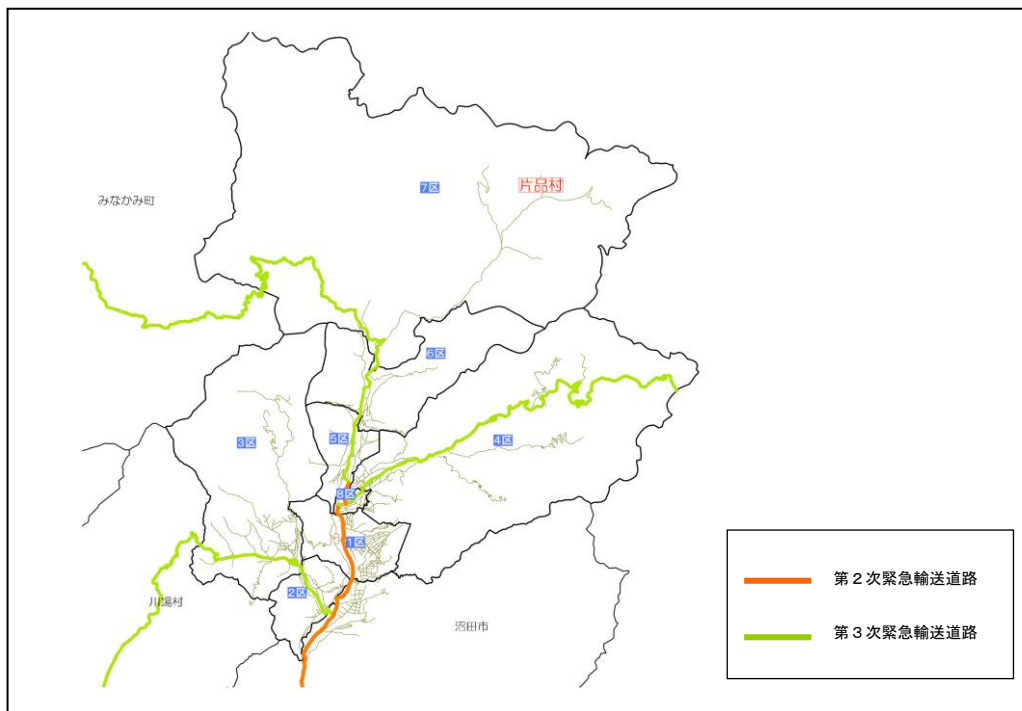
※2「第2次緊急輸送道路」

第1次緊急輸送道路と市町村役場、土木事務所等の主要な防災拠点を連絡する道路。

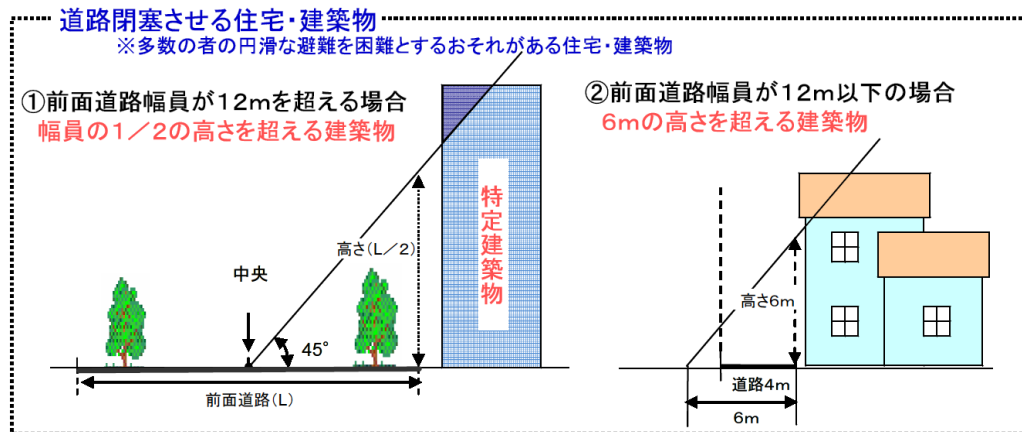
(参 考) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物について

耐震改修促進法第6条第1項第3項に定める特定建築物は、建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12m を超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m 以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物になります。

▼県が「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定した緊急輸送道路



▼地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

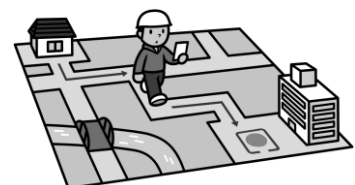


資料：『建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律』の施行について』（平成18年1月25日、国土交通省）

(2) 避難路等の現況把握、及び沿道状況基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路、及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道を住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。

この調査に基づき、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、関係機関とも連携を図りつつ、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。



【参考 1：特定建築物の一覧】

分類	用途	特定建築物の規模要件 指導 及び助言対象建築物	指示対象建築物
1. 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	病院、診療所	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	集会場、公会堂	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
2. 災害時に要援護者がいる建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2 以上かつ1,000 m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500 m ² 以上*屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
3. 比較的用户者の滞在時間が長い建築物	幼稚園、保育所	階数2 以上かつ500 m ² 以上	750 m ² 以上
	ホテル、旅館	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	
4. その他の不特定多数が集まる特定建築物等	2.で掲げた学校以外の学校	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	展示場	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	遊技場	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	公衆浴場	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
5. 利用者が比較的限定される建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	卸売市場	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	
	事務所	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
その他	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(詳細は次頁参照)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上
	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

【参考 2：特定建築物となる危険物の数量一覧】

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2 条第7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4 備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
④マッチ	300 マッチトン ^{※1}
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧ を除く。)	2 万m ³
⑥圧縮ガス	20 万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2 条第1 項に規定する毒物又は同条第2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇薬 200 t

※1 「マッチトン」

1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200 個、約120kg

【参考3：耐震改修促進計画に関する法律】

i) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）

を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 特定建築物に係る措置（特定建築物の所有者の努力）

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認める

ときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行わ

れていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500 平方メートルのもの
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が2で、かつ、床面積の合計が1000 平方メートルのもの
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000 平方メートルのもの
- 四 体育館 床面積の合計が1000 平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23 年法律第186 号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和34 年政令第306 号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和25 年法律第303 号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10 トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個

ニ 銃用雷管 500 万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個

ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10 倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30 トン

四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル

五 マッチ 300 マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル

七 圧縮ガス 20 万立方メートル

八 液化ガス 2000 トン

九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 トン

十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200 トン

3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物

2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が2000平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
- 四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

iii) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。